

国土交通省 令和3年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係部署	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府県からの第1次回答	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									支障事例			見解	補足資料
											団体名	支障事例			
11	B	地方に対する規制緩和	11.その他	住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令に「公営住宅の家賃等」を徴収する場合の氏名又は住所の変更の事実の確認を追加するなどの改正を行い、公営住宅家賃の徴収事務で現住所を把握する必要がある際に住民ネットワークを活用できるようにすること。	地方自治法第240条第2項において「普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取り立てに關し必要な措置をとらなければならない」と規定されている。公営住宅の家賃については、地方自治法第240条で規定するところの「債権」であり、未納が発生した場合は同条第2項及び地方自治法施行令第171条及び第171条の2の規定により必要な措置をとる必要がある。債務者が納入に応じない場合は、訴訟手続きにより履行を請求することとされているが、訴訟を提起する際は債務者の氏名や現住所などを把握する必要がある。また、地方自治法施行令第171条の5による徴収停止を行う場合や、回収が困難な債権について地方自治法第66条第1項第10号の規定により権利の放棄を行う場合も債務者の氏名や現住所を確認する必要がある。(徴収停止の場合は、現住所を確認し、不動産等の財産の所有状況の確認を行う必要がある。権利の放棄の場合は、議決を経るための議案に債務者の氏名・住所を記載する必要がある。現在、訴訟、徴収停止、権利の放棄を行う場合は、県で把握している住所を繰り返し1件ずつ住民票の公用請求を行って対応しているが、債務者がすでに引越しをしている場合などで債務者の現住所の把握がスムーズに行えない実態がある(把握している住所から住所変更をしている場合、変更先の市町村へ再度公用請求を行う必要があり、非常に手間がかかる)。なお、現行制度で住民基本台帳法第90条の15第1項第2号の規定により、条例で規定することにより都道府県知事保存本人確認情報を利用することは可能であるが、債務者が県外に移住してしまっ場合は、改めて移住先の市町村に対し公用請求を行う必要があるため、全国調査を容易に行うための省令に規定することが必要である。	住民基本台帳法第30条の11及び30条の15 住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令第3条第56項及び第5条第26項	総務省、国土交通省	茨城県、福島県、群馬県、長野県	(1)総務省への照会平成28年12月、当県市町村課から総務省兵庫県、防府市、山陽小野田市、熊本市、大分県、沖縄県 ○当該省への照会平成28年12月、当県市町村課から総務省兵庫県、防府市、山陽小野田市、熊本市、大分県、沖縄県 ○当該省への照会平成28年12月、当県市町村課から総務省兵庫県、防府市、山陽小野田市、熊本市、大分県、沖縄県 ○当該省への照会平成28年12月、当県市町村課から総務省兵庫県、防府市、山陽小野田市、熊本市、大分県、沖縄県	○当市においても、公営住宅退去者の所在調査については相当期間を有するケースが多い。滞納整理事務負担の軽減のため、省令への公営住宅の家賃等の徴収に関する事項の追加が必要である。 ○当県において公営住宅の家賃滞納者等に係る明渡し請求訴訟の提起や債権放棄等に当たっては、債務者の氏名や現住所(債権放棄の場合は行方不明であることを確認する必要があるが、公営住宅の名義人(又は元名義人)が既に住民票を県外に異動させている場合があり、その場合は、住民基本台帳ネットワークシステムによる調査をすることができない。この場合は県外の該当市町村長あてその都居住民票を公用請求しなければならず、時間と経費、手間がかかるだけでなく、当該市町村職員の手務の負担増となっていると考えられる。 ○公営住宅の家賃等の未納について、訴訟を提起する際、入居者及び同居者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実を把握する上での照会が容易になる。 ○当県において、県営住宅等を退去した家賃滞納者については、滞納指導を行う管理代行者・指定管理者の求めにより県が住民票の公用請求を行っている。令和元年前に作成された住民票の保存期限は5年とされており、期限切れにより請求できないケースがある。その場合は、実質的に住所調査の互立がなく、それ以上納付指導を行うことが困難である。求める措置の実現が図られた場合、事務負担の軽減だけでなく、債権回収の実効性の向上が期待できる。 ○住民基本台帳担当部署においては、住民票の公用請求が多く、人件費等の費用もかかることから住民ネットワークによる照会が効果的であると考える。	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	制度改正に向けて、スピード感を持った前向きな対応をいただきたい。併せて、今後の検討及び制度改正のスケジュールについてお示しいただきたい。			
26	B	地方に対する規制緩和	09.土木・建築	宅地建物取引引業法第22条の2第2項で規定する宅地建物取引士証の交付及び更新の際に受講が義務付けられている法定講習(都道府県知事が指定する講習)について、登録都道府県知事が個別に講習を指定する以外にも、各都道府県知事が指定する講習を登録都道府県知事において法定講習として包括的に指定できることを法令等において明確化することを求める。	宅地建物取引士の交付及び更新を希望する宅地建物取引士が、登録都道府県以外において実施される法定講習の受講を希望する場合、法令等において明確なルール等が示されていないため、各都道府県知事が指定する講習を登録都道府県知事における法定講習として包括的に指定することが可能であることを明確化する必要がある。その都度、個人が行っていた承認申請及び各都道府県が行っていた承認事務の負担がなくなり、事務の削減、及び住民サービスの向上が見込まれる。	宅地建物取引引業法第22条の2	国土交通省	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県	青森県、山梨県、長野県、鳥取県、鹿児島県	○当県においても、登録都道府県以外での法定講習を希望する宅地建物取引士及び登録都道府県の双方に負担が生じており、令和2年度に8件指定している。 ○過去に当県で受験し、その後県外へ移住した者が、現在の居住地で法定講習受講を希望するケースが多いが、県外受験の手続きがルーティン化されていないため、その都度、受講希望者、講習実施機関との間で打ち合わせを行っており、それぞれに事務負担が生じている。法定講習を包括的に指定することが可能であれば、事務負担の削減と共に、住民サービスの向上となる。 ○当県においては他都道府県の法定講習受講を認め、申請があれば全て承認している。他都道府県知事が指定する法定講習を包括的に指定することができれば、個人の承認申請及び当県の承認事務の負担がなくなり、事務の削減及び住民サービスの向上が見込まれる。 ○当県の場合、令和2年度38件指定しており、30時間程度事務処理に時間を要した。 ○当県においては年度間10～20件の申請がある。当県においても同程度の処理時間を要しており、事務負担の軽減が期待できる。また、当県では、県外における法定講習受講許可申請は、当該受講希望者があらかじめ法定講習実施団体と受講日と受講料を調整したうえで申請することとしており、申請のあった都道府県及び日程以外での受講は不可としていることから、取引士証交付希望者にとっても、日程等制限を受けることなく取引士証交付を受けることが取引士個人の負担軽減も図られる。	第1次回答のとおり、他都道府県で実施される宅地建物取引引業法第22条の2第2項及び宅地建物取引引業法施行規則14条の17の規定に基づき講習の指定は都道府県の自治事務であり、宅地建物取引士の登録を行う都道府県が、地域の実情や当該講習の実施内容等を踏まえて、その都道府県において適切と判断される講習を指定するものと承知している。都道府県の講習をあらかじめ全て把握し指定することは非合理的で、その情報の維持・更新にも膨大な労力が必要となることから、個別に申請者からの承認申請を受け、対象となる講習を指定している。本提案では、講習が国土交通大臣の定める講習の実施要領に従って行われるため、各都道府県に必要な水準が確保されているという背景を踏まえ、現実的な改善策として登録都道府県知事以外が指定する法定講習を宅地建物取引引業法第22条の2第2項で規定する講習とすること、または、登録都道府県の最小限の事務で、登録都道府県知事以外が指定する法定講習を宅地建物取引引業法第22条の2第2項で規定する講習として見直すことが可能であると考える。	第1次回答のとおり、他都道府県で実施される宅地建物取引引業法第22条の2第2項及び宅地建物取引引業法施行規則14条の17の規定に基づき講習(以下、「講習」という。)をあらかじめ法令に基づき指定すれば、支障事例への対応が可能であることは承知しているが、現実的には全国に存在する当該登録の宅地建物取引士が受講する各都道府県の講習をあらかじめ全て把握し指定することは非合理的で、その情報の維持・更新にも膨大な労力が必要となることから、個別に申請者からの承認申請を受け、対象となる講習を指定している。本提案では、講習が国土交通大臣の定める講習の実施要領に従って行われるため、各都道府県に必要な水準が確保されているという背景を踏まえ、現実的な改善策として登録都道府県知事以外が指定する法定講習を宅地建物取引引業法第22条の2第2項で規定する講習とすること、または、登録都道府県の最小限の事務で、登録都道府県知事以外が指定する法定講習を宅地建物取引引業法第22条の2第2項で規定する講習として見直すことが可能であると考える。			
35	B	地方に対する規制緩和	06.環境・衛生	流域別下水道整備総合計画(以下、「流域計画」)を策定・変更する場合であっても、他都府県の同意があれば国土交通大臣との協議等を不要とすること。 ※上記措置が不可能な場合、以下の措置を求める。 ・計画変更が必要な場合の拡大(下水道整備では水質環境基準の達成が困難な場合(例えば当該流域で、河口付近の湖沼については下水道施設によっては対応できない汚染原因により、仮に計画通り下水道施設を完備したとしても水質環境基準を満たす見込みがない)を類型化し、当該場合は、計画変更を不要とすることなど) ・地方整備局への河川関係検討を含む事前協議の継続の迅速化・提出書類の簡素化	2つ以上の都府県にまたがる流域計画の変更については、国土交通大臣への協議をしなければならないが、地方整備局等の河川部局との協議に多大な時間を要しており、特に、地方整備局等の河川関係検討を含む事前協議に時間を要している(1年～2年程度)。2つ以上の都府県にまたがらない場合は国土交通大臣との協議等が必要ない一方、2つ以上の都府県にまたがる場合は国土交通大臣との協議等が必要であるが、これまでの流域計画の策定・変更においても、隣接する県との調整が困難となったことはなく、国に協議をする実質的意義がないと考えている。また、下水道施設整備はほぼ完了し下水道施設整備のみでは水質環境基準の達成が難しい状況になっている場合でも、現行、計画変更が必要であることから、中核整備事項の更新時期を迎えるたびに流域の水質に関する現状調査を行った上で、計画変更手続を行っており、人員面・財政面ともに大きな負担となっている(現状調査及び計画策・添付資料の作成には2年間で約1千万円程度の負担がある)。	下水道法第2条の2第7項、「流域別下水道整備総合計画調査 指針と解説」	国土交通省、環境省	石川県	茨城県、鳥取県、福島県、宮崎県	○地方整備局等の河川関係検討を含む事前協議については、多大な時間を要することから、手続きの迅速化や提出書類の簡素化について検討いただきたい。 ○当県においても、河川関係検討を含む事前協議に時間を要した事例が過去にある。	都府県が2つ以上の都府県にまたがる流域別下水道整備総合計画を策定・変更する場合には、当該計画に記載されている削減すべき汚濁負荷量の配分等が、環境基本法に基づき水質環境基準の達成に沿う内容であるか等について、国が都府県の区域を越える広域的な観点から確認を行うことが必要であるため、下水道法第2条の2第7項において、国との協議を行うこととされている。また、下水道法第2条の2第7項の協議では、当該観点から、都府県間の汚濁負荷量の配分等について確認していることから、都府県間の合意があるか否かに関わらず、当該協議の実施が必要である。二指標の具体的な支障事例として掲げられている河川関係検討については、下水道法第2条の2第7項の規定にもとづき国土交通大臣への協議は当然と見られており、手続きの迅速化等については、実態を踏まえ、関係部局と調整の上、検討して参りたい。	当県においては、県内にまたがる流域別下水道整備総合計画(以下、「流域計画」)を策定・変更する場合には、当該計画に記載されている削減すべき汚濁負荷量の配分等が、環境基本法に基づき水質環境基準の達成に沿う内容であるか等について、国が都府県の区域を越える広域的な観点から確認を行うことが必要であるため、下水道法第2条の2第7項において、国との協議を行うこととされている。また、下水道法第2条の2第7項の協議では、当該観点から、都府県間の汚濁負荷量の配分等について確認していることから、都府県間の合意があるか否かに関わらず、当該協議の実施が必要である。二指標の具体的な支障事例として掲げられている河川関係検討については、下水道法第2条の2第7項の規定にもとづき国土交通大臣への協議は当然と見られており、手続きの迅速化等については、実態を踏まえ、関係部局と調整の上、検討して参りたい。			

国土交通省 令和3年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

各府県からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解	補足資料	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)記載内容 ※提案提出年以降の対応方針(記載があるものは当該対応方針の記載内容を <当該対応方針決定年>として併記)	対応方針の措置(検討)状況			
						措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○1次ヒアリングにおいて、提案を実現する方向で検討する旨の説明があった。多くの共同提案団体及び追加共同提案団体から現行の支障事例が示されており、制度改正の必要性が高く早急な対応が必要であることから、速やかに検討の結論を得る必要を訴えていただきたい。	公営住宅法に基づく公営住宅の家賃等の徴収事務について、住民基本台帳ネットワークシステムを利用可能とするための必要な措置を講じることしたい。	5【国土交通省】 (14)住民基本台帳法(昭42法81) (1) 公営住宅の管理に関する事務(公営住宅法(昭26法193)15条)のうち、事業主体(同法2条1項18号)である地方公共団体が同法48条に基づき行う条例による家賃、敷金若しくは金銭の徴収又は損害賠償の請求であつて、氏名又は住所の変更の事実の確認に関する事務を処理する場合については、令和3年度中に省令を改正し、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報の提供を受けることができるものとする。 (関係府省:総務省)	省令	令和4年3月31日に改正省令を公布	住民基本台帳ネットワークシステムを利用して本人確認情報の提供を受けることができる事務を規定する住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令(平14総務省令13)に、公営住宅法(昭26法193)の規定に基づき、事業主体である地方公共団体が入居者等に對し家賃、敷金若しくは金銭の徴収又は損害賠償の請求を行う際の入居者等の氏名又は住所の変更の事実を確認する事務を追加することとする改正省令を令和4年3月31日に公布し、令和4年4月1日より施行した。	
		【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		宅地建物取引業法第22条の2第2項及び宅地建物取引業法施行規則14条の17の規定に基づく登録都道府県知事による法定講習の指定は自治事務であり、地域の実情や当該講習の実施内容を踏まえて、その都道府県において適切と判断される講習を指定することができるとする制度趣旨に照らせば、登録都道府県知事以外が指定する講習を宅地建物取引業法第22条の2第2項で規定する講習として一律に旨で定めることは、制度趣旨を損ねることにつながりかねず慎重な検討を要すると考えている。 既に一部の都道府県では、予め当該都道府県以外で実施される講習を指定し、ご指摘の負担を軽減している例も存在している。しかしながら、当該事例が必ずしも他の都道府県に共有されていないことも踏まえて、ご提案があった「他の都道府県知事が指定する講習を指定すること」が可能であることを明確にする内容の事務連絡を発出することを検討する。	9【国土交通省】 (6)宅地建物取引業法(昭27法176) 宅地建物取引士証の交付を受けようとする者が受講しなければならない講習の都道府県知事による指定(22条の2第2項)については、他の都道府県知事が指定する講習を指定することが可能であることを明確化し、都道府県に令和3年度中に通知する。	事務連絡	令和4年3月15日	宅地建物取引業法第22条の2第2項に規定に基づき都道府県知事が指定する講習講習の指定については、指定を行うおとす講習機関との協議の上、他の都道府県知事が指定した講習を都道府県知事が指定することが可能であることを明確化した。  宅地建物取引業法第22条の2第2項に基づく講習の指定について(令和4年3月15日付け国土交通省不動産・建設経済局不動産課長事務連絡)	
		【全国知事会】 流域別下水道整備総合計画の策定・変更に係る手続きについては、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう見直しを行うこと。	○計画策定等の義務付けに関しては、法定された条項数が、過去10年間で約1.5倍に増加するなど、国会や全国知事会においても強い問題意識が示されているところであり、本提案に関しては、まずは法令上の対応を基本として見直しを検討していただきたい。 ○1次ヒアリングにおいて、2以上の都道府県にまたがる場合の国との協議の必要性について関係都府県間の協議では利害調整に時間を要する可能性があるためとの説明があった。国の関与は必要最小限にすべきであり、関係都府県が合意している場合には、国との協議を不要とするよう積極的に対応していただきたい。 ○1次ヒアリングにおいて、2以上の都道府県にまたがる流域別下水道整備総合計画の中に2以上の都道府県にまたがらない水域等がある場合の当該水域等については協議の対象とならないとの説明があったが、条文上不明確であることから、法令上、協議対象から除外すべきではないか。 ○いずれも早急に検討を行い、河川関係検討の今後の迅速化等とあわせて、2次ヒアリングまでに具体的な方向性を示していただきたい。	2つ以上の都道府県にまたがる流域別下水道整備総合計画を策定・変更する場合には、下水道法第2条の2第7項において、国との協議を行うこととされているが、国土交通省としては、引き続き、当該計画に記載されている削減すべき汚濁負荷量の配分等が、環境基本法に基づく水質環境基準の達成に沿う内容であるか等について、国が都府県の区域を越える広域的な観点から確認を行うことが必要と考える。 地方、当該手続きについては、地方分権の観点から、国の関与は必要最小限にすべきであることご指摘を踏まえ、国への協議について報告に見直しとともに、必要に応じて、事前に国は計画内容に対する助言等の対応を行うことができるよう検討に参りたい。また、2以上の都道府県にまたがる流域別下水道整備総合計画の中に2以上の都道府県にまたがらない水域等がある場合には、当該水域等が協議の対象とならないことについては、別途通知を発出して都府県等に周知してまいります。 2以上の都道府県にまたがる河川の河川関係検討については、一級河川に係る場合は、当該河川を管理する地方整備局と調整するものとし、隣接する地方整備局との調整は不要とするものとし、二級河川の場合は、当該河川を管理する都府県と調整するものとし、地方整備局との調整は不要としたい。また、河川関係検討の記載事項等の一部を廃止するとともに、検討期間の目安を示すなど、これらの対応について、別途通知を発出して地方整備局等(北海道開発局及び沖縄総合事務局を含む)並びに都道府県に周知してまいります。	9【国土交通省】 (11)下水道法(昭33法79) (i) 流域別下水道整備総合計画(2条の2第1項)に係る国土交通大臣への協議については、以下の措置を講ずる。 ・二以上の都府県の区域にわたる水系に係る河川その他の公共の水域等についての流域別下水道整備総合計画に係る国土交通大臣への協議(同条7項)については、届出とする。 ・当該計画に含まれる二以上の都府県の区域にわたらない水系に係る河川その他の公共の水域等に係る記載については、国土交通大臣への届出の対象とならないことを明確化し、地方整備局及び都府県に令和4年中に通知する。 ・流域別下水道整備総合計画に関する河川関係の検討については、重複する様式の見直しなど手続の簡素化等をすることし、地方整備局及び都道府県に令和3年度中に通知する。 (関係府省:環境省)	1ポツ目 法律等	1ポツ目 法律:令和4年5月20日公布、 令和4年8月20日施行。 省令:令和4年8月20日施行。	1ポツ目 下水道法に基づく流域別下水道整備総合計画に係る国土交通大臣への協議を届出とする内容を含み「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和4年法律第44号)が公布・施行され、あわせて「下水道法施行規則の一部を改正する省令」(令和4年国土交通省令第62号)が同日に施行された。	
						2ポツ目 通知	2ポツ目 令和4年8月19日	2ポツ目 流域別下水道整備総合計画において、二以上の都府県の区域にわたらない水系に係る河川その他の公共の水域等に係る記載については、国土交通大臣への届出の対象とならないことを明確化し、地方整備局及び都府県等に通知した。  地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行等に伴う下水道法等の一部改正について(令和4年8月19日付け国土交通省水管理・国土保全局長通知)	
						3ポツ目 通知	3ポツ目 令和3年12月22日	3ポツ目 流域別下水道整備総合計画に関する河川関係の検討については、重複する様式の見直しなど手続の簡素化等をし、その旨を地方整備局及び都道府県に通知した。  流域別下水道整備総合計画策定に関する河川関係検討の手引きの改訂について(通知)(令和3年12月22日付け国土交通省水管理・国土保全局河川環境課長通知)  流域別下水道整備総合計画策定に関する河川関係検討の手引きの改訂について(送付)(令和3年12月22日付け国土交通省水管理・国土保全局河川環境課長通知)	

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係部署	団体名	その他(特記事項)	＜追加員団提案団体及び当該団体等から寄せられた支援事例(主なもの)＞		各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支援事例	各府省からの第1次回答	見解	補足資料	
55	B	地方に対する規制緩和	09 土木・建築	「国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の効率化(国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を中核市が単独で社会資本整備総合計画において中核市が単独で社会資本整備総合計画を策定しているものに限る)の交付申請等を行うことができるよう、指定都市と同様、地方整備局等に委託して交付申請等を行うことができるよう地方整備局等及び都道府県が行っている国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の対象とする地方公共団体の見直し	「国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県に委託して行うこととなった件」(平成12年4月13日付建設省告示第1171号)に基づき都道府県に対して交付申請等を行うことができるよう地方整備局等及び都道府県が行っている国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の対象とする地方公共団体の見直し	国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県に委託して行うこととなった件(平成12年4月13日付建設省告示第1171号)に基づき、都道府県は同告示に定める補助金等のうち、市町村(地方自治法第242条の19に規定する指定都市を除く。)に交付するものについて、補助金等の交付に関する事務の一部(交付申請書の受理、審査、現地調査等)を行っている。これにより、市が国土交通省に対して補助金等の交付申請等を行う場合には、都道府県を通過する必要がある。一方、市街地再開発事業において、都市計画第8条第12条の市街地再開発事業(国、都道府県による施行は除く)は市が単独で決定し、さらに本市の例では、市から都道府県に委託して施行認可や権利移譲申請認可等に関する権限移譲を受けており、事業実施者である民間事業者等に対して市が単独で許可を行っていることから、県は事業に関与していない。このように中核市においては一部の事務手続きに関して指定都市と同様な権限移譲がされており、認可等に係る行政能力が十分に備わっているにもかかわらず、補助金等の交付申請等においては、指定都市と制度上手続きが異なるため、一体的かつ効率的な手続きが行えないといった支障が生じている。また、現行制度においては、地方整備局等によるアプリングに、事業に直接的に関与していないために事業内容を十分に把握していない都道府県側に対応することとなるため、直接市が対応する場合であれば必要ない説明準備資料の作成を求められる等の負担が生じている。さらに、補助事業の運用等に関して、都道府県を通じて地方整備局等に質疑を行っているが、回答が得られるまでに時間を要したり、質疑内容が十分に伝達されないなどの支障も生じている。	指定都市では、平成13年5月8日付け国土交通省告示第853号(国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長に委任した件)により、地方整備局等に対して直接的に補助金等の交付申請等を行っている。指定都市と同様に都市計画決定や事業の施行認可等の権限を有する中核市においても地方整備局等に對して直接的に補助金等の交付申請等を行うことで、補助金等における事務手続きが効率的に進められることとなり、国、県、市それぞれの事務負担の軽減を図ることができる。さらに事務手続きの効率化により、事業者である民間事業者等側の手続きに係る負担軽減や期間短縮による経費削減にも繋がっており、こうした手続きの迅速化によって事業採算性が向上するなど、事業全体としても大きな効果が得られるものとなる。	国土交通省	国土交通省	前橋市		長野県、愛媛県、長崎県、鹿兒島市	○当市においても、市が単独で策定した「社会資本整備総合計画」等に基づく交付金の交付申請等を行う際に、県経由で実施する必要があり、県・市の双方に負担(市側・県に説明する負担、県側・市の申請内容を理解し、地方整備局等に説明する負担)が生じ、事務効率の低下につながっていることから、市区町村が単独で実施している交付金事業においては、交付に関する事務を国(地方整備局)と直接的に行うことにより、地方自治体の事務軽減や情報伝達の円滑化が期待できる。 ○補助事業の執行にあたって、運用等で質疑がある場合に県を通じて地方整備局や本省に問い合わせるもらっているが、回答が得られるまでに時間を要したり、質疑の内容が十分に伝わっていないと思われる事例があった。補助金等の交付に関する事務の一部が中核市に権限移譲されれば、質疑等による時間の短縮が図れる。補助事業全体がスムーズに進むと考える。 【具体的な支援事例】 ・内示を受けた直後(4月上旬)に県への実施認可ヒアリングが2回(本庁道路維持課及び地域振興局)行われ、資料作成やアプリングに関する事務負担が大きい。 【その他権限移譲によるメリット】 ・現在、システム(S-CMS)での手続き(交付申請、変更交付申請、整備計画の変更等)において、本省の決裁完了までにかかりの時間を要しているが、決裁ルートから県が外れることで、決裁完了までの時間を短縮できる。 ・補助事業に係る手続きを国と行うことで、事業に関する考え方について、国と直接協議できる。	国土交通省における補助金等の事務委任については、補助金等適正化法第9条の成立以降、地方分権一括法の施行も踏まえながら、補助事業等補助金等適正化法の規定に基づき補助金等交付事務の過程において次々と生じる量とともに複雑多様な事務に適切に対応するため、国土交通省の各機関及び都道府県へ事務の委任を行うことにより、適切かつ円滑な事務処理を行ってきたこと。当該提案の「制度改正による効果」には、「国、県、市それぞれの事務負担の軽減を図ることができる」とされているが、提案されている提案は、中核市が必要に応じて判断するものであり、既に政令市や政令市を除くほかの市町村で地域性に即して独自の整備方針により計画を策定していることを踏まえれば、整備計画の適度細分化を助長するものではないと考える。また、「具体的な支援事例」に添えている「権限移譲」に関しては、中核市が政令市と同様に十分に行政能力を有していることを説明する事例に過ぎず、御指摘の「中核市へ権限移譲が行われている事業については、…」その他事業を都道府県が交付申請の審査等を行うことにより「は誤解である。国から御指導等をいただかなければ補助金等の適切な予算調整に際しても、年2回行われる実計変更の機会を捉えて補助金等の過不足等の調整を行っており、可能な限り不用品が生じよう努力している。以上を踏まえ、中核市に発生している事務負担及びその行政能力を考慮いただき、中核市における補助金等交付事務の制度の見直しについて前向きにご検討いただきたい。		
70	B	地方に対する規制緩和	09 土木・建築	河川法に基づく河川整備基本方針及び河川整備計画の策定単位を単一水系から複数の水系をまとめた圏域単位での策定を可能とする。	近年、顕著・激甚化する豪雨に対し、河川整備を行う場合は河川整備基本方針及び河川整備計画を策定する必要がある。平成9年に法改正され、河川整備基本方針及び河川整備計画が位置づけられた。平成28年の法改正では洪水や高潮に加え、津波災害も位置づけられた。しかし、河川整備を進める上で必要となる河川整備基本方針は水系単一の策定が基本となっており、1級水系に比べ2級水系は水系数が多く、策定が進んでいない状況である。2級水系は1級水系と比べて比較的小規模な河川が多いが、1級水系同様に水系毎の策定が基本となっていることから、策定にあたっては、人員・予算措置が同様必要となっている。従先順位をつけて進めているところではあるが、人員・予算措置が難しい状況であり、被災した場合は、河川整備着手に向けて、早急に河川整備方針及び河川整備計画を策定する必要がある。この為、降雨や流況、地形状況等が類似した水系については、複数の水系をまとめた圏域を策定単位とすることが出来るようにお願いしたい。 ・2級水系の河川整備基本方針策定割合 722/2711=26.6% ・2級水系の河川整備計画策定割合 606/2711=22.4% ※国土交通省HPより(令和2年1月1日時点)	河川整備方針、河川整備計画の策定により、河川整備の計画的な実施が可能となる。事前防災の観点からも具体的な整備の姿がどのようなかを関係地域に明らかにできる。河川整備基本方針及び河川整備計画の策定に対する人員負担、予算負担の軽減。	河川法第16条、16条の2	国土交通省	大分県、九州地方知事会	茨城県、香川県、宮崎県	○近年、気候変動による災害の激甚化、顕著化に対し、流域治水対策を進めるためには、河川整備基本方針及び河川整備計画を水系単一に策定する必要があるが、1級水系に比べ2級水系は水系数が多く策定が進んでいない状況である。また、当県では、南海トラフを震源とする地震・津波対策を河道拡張などの治水対策に先行して進めている状況にあるが、当該河川に地震・津波対策を実施する場合も同時に、河川整備方針及び河川整備計画を策定する必要がある。加えて、人員・予算措置が難しい状況にあるほか、県土面積が狭く、各水系が近接して河口に到達し、浸水区域が重複する河川があることなどから、近接する水系で共通して取組みを実施する場合もある。ついては、これらの状況を踏まえ、複数の水系をまとめた圏域を策定単位として、河川の状況に応じて、この単位によらないことができない一つの水系や同じ圏域にある複数の河川をまとめて対象とし、河川整備計画を策定されている場合などがある。一方、降雨や流況、地形状況等が類似しているか否かに依らず、複数の水系を複数の計画として、まとめて相談いただくことは問題がなく、計画策定の準備を整え、まとめて同意申請等の手続きを行っていただくことも問題ない。いすれにしても、河川整備基本方針や河川整備計画の策定やその手続きの労力が少なくなるよう、国土交通省としても協力していきたい。また、河川管理は、公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的としており、地震・津波だけでなく、洪水、高潮等による災害の発生を防止し、河川の適正な利用や流水の正常な機能を維持し、河川環境の整備と保全を図るものである。よって、これらの目的を達成するため、河川整備基本方針は、計画高流量その他当該河川の河川工事及び河川の維持についての基本となるべき方針に関する事項を定めており、地震・津波に特化した計画として定めるべきではないと考える。河川整備計画については、河川整備基本方針に基づき、20～30年程度の河川整備の目標等を定めており、当該期間において河川で行う河川整備(河川工事や河川の維持)のうち、地震・津波に関する対策を中心に行う場合には、地震・津波に特化した河川整備計画を定めることは可能と考える。	河川整備基本方針について、流域面積が大きい級河川(1級河川水系の平均流域面積約2,208km <sup>2</sup> )では、上下流のみならず、右支川、左支川でも様々な河川特性や氾濫区域の状況が異なることにも関わらず、一つの方針として策定をこなしている。それを踏まると、流域面積が小さい級河川(2級河川水系の平均流域面積約40km <sup>2</sup> )において複数の水系もしくは圏域単位で方針を作成しても問題はないと考える。降雨や流況、地形状況等が類似した水系の場合には、河川整備基本方針で定めることが想定されている事項のうち、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項(施行令第10条第2号)や河川環境の整備と保全に関する事項(施行令第10条第3号)に関して、記載内容が重複することがあり、その場合には一つの河川整備基本方針として記載をまとめて方が効率的と考える。河川整備基本方針の策定が進むことで河川整備計画の策定も可能となる。被災した場合の早期復旧に向けた負担軽減や策定における人員・予算措置が厳しい状況をご理解いただき、効率的かつ早期の河川整備基本方針・河川整備計画の策定のためにご協力をお願いする。				

各府県からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	令和3年の地方からの提案等に関する対比方針(令和3年12月21日閣議決定)記載内容 ※提案提出以降の対比方針(記載があるものは当該対比方針の記載内容を く当該対比方針決定年として表記)	対比方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		【全国知事会】 関係する都道府県の意向を踏まえ、課題等を整理の上、手挙げ方式による検討を求める。		国土交通省における補助金等の事務委任については第1次回答に記載のとおり、補助金等適正化法令の趣旨に基づき、適切かつ円滑な事務処理を行っていること。当該提案の「制度改正による効果」や「提案団体からの見解」では、「国、県、市それぞれの事務負担の軽減を図ることができる」、「国の事務に与える影響は少ない」としているが、提案されている見直しを行った場合、現状の国の人員・体制に鑑みれば補助金等に関する事務の適切な執行に支障を来すおそれがあることから対応は困難である。また、現在、補助金交付事務に関しては、地方整備局が本省に交付申請等を送達するに当たり、申請書類等に金額の誤りや誤字などの記載に関する不備があった場合に都道府県に對し必要最低限の形式的な問い合わせを行うことはあるが、個別の交付申請内容の是非などの都道府県に事務委任されている事項に踏み込んだ質疑等は行っていない。そのため、都道府県への権限委任により「具体的な支障事例」にあるような、「直接市が対応する場合であれば必要がない説明準備資料の作成を求められる等の負担」が送達時等に中核市に生じている事が確認できなかったため、提案されている見直しを行うことが事務負担軽減につながるという意見は適切でないと考え。その上で、支障事例等に記載されている「アワシや個別事業毎の質疑等については補助金申請時等ではないと考えているため、どのような機会に、どのような事業に関して行われているのか、都道府県側とも相談・確認していただき、別途問題点を整理いただければ、改善等が出来るか検討することは可能である。	5【国土交通省】 (9)補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭30法179) 国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県の知事が行うこととなった件(平12建設省告示1171)に係る都道府県の知事が行う事務については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、引き続き、国及び地方整備局による地方公共団体への交付決定のための確認を必要最小限のものとすよう、地方整備局及び都道府県に令和3年度中に周知する。	事務連絡	令和3年12月22日	補助金等の交付に関する事務について、地方公共団体や各補助金事務担当者の事務負担軽減のため、補助金等の交付決定のための確認は、引き続き法令や各補助金等の要綱等に基づき必要最小限のものとすよう、改めて関係者に周知した。  国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の取組について(令和3年12月22日付け大臣官房会計課企画専門官(法規担当)事務連絡)	
		【全国知事会】 法定受託事務であっても、その目的を達成するために必要な最小限度の職務付け・持付けでなければならない。 このことから、河川整備基本方針及び河川整備計画の策定単位に関する義務付け・持付けについては、地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、地域の実情に合った策定単位となるよう見直すべきである。		河川整備基本方針は、水系ごとに異なる気象、地形・地質、水害発生状況、水資源の利用の現況及び開発、河川環境の状況等を考慮し、水系ごとに総合的な管理ができるように定める必要がある。作成に当たっては、政令で定める「河川の総合的な保全と利用に関する基本方針」及び「河川の整備の基本となるべき事項」について、水系の特徴を捉えて総合的に考慮し、定めなければならない。 なお、隣接する水系において、気象、地形・地質、水害発生状況、水資源の利用の現況及び開発、河川環境の状況等が類似する場合、隣接する複数水系の河川整備基本方針をまとめることについて妨げるものではない。その場合、「河川の総合的な保全と利用に関する基本方針」及び「河川の整備の基本となるべき事項」について、共通して記載する項目及び水系ごとに記載する項目を書き分ける必要がある。また、河川整備基本方針の策定手続きにおいて、都道府県に都道府県河川審議会が置かれている場合の当該都道府県河川審議会への意見聴取、国土交通大臣への協議、定められたときの公表について、同時に行うことを妨げるものではない。 河川整備計画の策定単位は、一連の河川整備効果が発現する単位とし、原則、一級河川の指定区間は水系ごと又は本川及び一次支川の流域ごと、二級河川は概ね水系ごとを基本としているが、河川の状況に応じ、この単位によらないことができる。また、一級河川の指定区間及び二級河川において左右岸の河川管理者が異なる区間では共同して一の河川整備計画を策定することとなる。 なお、隣接する水系において、降雨量、地形・地質、水害発生状況、水資源の利用の現況及び開発、河川環境の状況等が類似する場合など、隣接する複数水系、もしくは隣接する複数水系の複数圏域の河川整備計画をまとめることについて妨げるものではない。その場合、政令で定める「河川整備計画の目的に関する事項」及び「河川の整備の実施に関する事項」について、共通して記載する項目及び水系内の区間ごとに記載する項目を書き分ける必要がある。また、河川整備計画の策定手続きにおいて、必要であると認める場合の学識経験者を有する者への意見聴取、関係住民の意見を反映させるために必要な措置、関係市町村長への意見聴取、国土交通大臣への協議、定められたときの公表について、同時に行うことを妨げるものではない。	5【国土交通省】 (13)河川法(昭39法167) 河川整備基本方針(16条1項)及び河川整備計画(16条の2第1項)の策定については、隣接する水系において、水害の発生状況、水資源の利用の現況及び開発並びに河川環境の状況等が類似する場合には、「河川の整備の基本となるべき事項」(施行令10条の2第2号)を水系ごとに、また「河川の整備の実施に関する事項」(施行令10条の3第2号)を水系内の区間ごとに記載することを前提に、隣接する複数水系の河川整備基本方針又は河川整備計画等を一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和3年度中に通知する。	通知	令和4年3月31日	河川整備基本方針及び河川整備計画の策定については、隣接する水系において、水害の発生状況、水資源の利用の現況及び開発並びに河川環境の状況等が類似する場合には、「河川の整備の基本となるべき事項」(施行令10条の2第2号)を水系ごとに、また「河川の整備の実施に関する事項」(施行令10条の3第2号)を水系内の区間ごとに記載することを前提に、隣接する複数水系の河川整備基本方針又は河川整備計画等を一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、地方公共団体に通知した。  河川整備基本方針及び河川整備計画の策定単位について(令和4年3月31日付け国土交通省水管理・国土保全局河川計画課河川計画調整室長通知)	

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から寄せられた支援事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支援事例	見解		補足資料	
													見解	見解		
87	A	権限移譲	07.産業振興	中小企業等経営強化法による中小企業の経営力向上に関する権限の広域連合への移譲を求める。	事業者が作成する経営力向上計画に係る事業分野別指針については、国が全国一律に策定しており、地域の特性を考慮する中小企業等の経営力強化に資する指針の効果的な策定等が可能となり、人材の受け皿となる中小企業の経営力強化が効果的に図られる。 中小企業の本業の成長は、地方の雇用や人口移動に密接に関連しており、地方が主体となって事業分野別指針を策定し、経営力向上計画の認定を行う必要があるが、東京圏に次ぐ大都市圏である関西圏では、京阪神を中心に府県域を越えて広がる生活・経済圏が形成されている。 関西の府県・指定都市で構成する当広域連合は、関西各地域の構成団体の特性を活かして関西共通の事業分野別指針を策定することが可能であり、事業分野別指針の策定権限の一体的な移譲を求めている。 あわせて、経営力向上計画の認定を一体的に行うことにより、地域での一体的・総合的な事務執行が可能と考える。 なお、平成29年に事業分野別指針策定は国(主務大臣)が行うものとして経営力向上計画の認定権限の都道府県知事への移譲を求める提案がなされているが、今回の提案は事業分野別指針策定権限と経営力向上計画の認定権限の一体的な移譲を求めるものであること。移譲を求める先が都道府県ではなく、複数の府県・指定都市が加入し、区域に関西圏を包含する当広域連合であることから、平成29年の提案とは趣旨が異なるものがある。	広域連合に移譲する事により、全国一律の指針ではなく、地域自らが特徴を踏まえた中小企業の経営力強化に資する指針の効果的な策定等が可能となり、人材の受け皿となる地方の中小企業の体力強化が図られる。 また、複数府県に跨がるものの経営革新計画の承認権限の広域連合への移譲と合わせることで、地域での一体的・総合的な事務執行が可能となり、事業者等の利便性の向上が図られる。	中小企業等経営強化法第16条、第17条、18条 経営力向上に関する命令第1条、第2条	警察庁 総務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省	関西広域連合					各府省からの第1次回答	見解	補足資料
<p>・中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画は、全国の中小企業等の経営力向上の支援を目的として、平成28年7月より制度を開始した。既に事業分野別指針の策定や経営力向上計画の審査・認定に係る権限を貴連合に付与する場合、制度の対象が貴連合に所属する2府の県4市の中小企業等に限定されることから、本制度を全国で一時的に適用し、全国の中小企業等の経営の向上を図ることが困難となるおそれがある。</p> <p>また、制度開始5年経過後も未だに事業分野別指針が策定されていない事業分野も存在することから、関西経済の強みを伸ばしたり、弱みを補ったりできる事業分野を中心に事業分野別指針を新たに策定し、当該事業者団体、経営革新等支援機関等と協力して当該事業を営む中小企業等に経営力向上計画の策定を促すことにより、本制度を活用する中小企業等の増加を図ることができると考える。なお、事業分野別指針が策定されていない分野も、基本方針に適合すれば、経営力向上計画の認定は可能であるが、中小企業等の経営力を向上させ成長を促すという目的を達成するためには、事業分野に特化した指針に照らして適切な経営力向上計画を作成し、実行することが、より効果的であると認識している。</p> <p>権限移譲後は、国会附帯決議に鑑み、最新かつ最良の情報が盛り込まれた事業分野別指針を提供し続けるよう努めることが、法案審議の際の国会附帯決議(第190回国会閣法第46号 附帯決議)でも求められたことから、全国レベルで事業環境や政策状況の変化を把握でき、事業分野ごとの汎用的な知見を有する各事業所管大臣が策定することが適当である。</p> <p>経営力向上計画については、上述のとおり最新かつ最良の情報が盛り込まれた事業分野別指針を提供し続けるよう努めることが国会附帯決議でも求められており、中小企業等の生産性向上に関する最新の取組事例等や、情報として常時把握する必要があることから、国が計画を直接審査・認定することが適当である。</p>													各府省からの第1次回答	見解	補足資料	
94	B	地方に対する規制緩和	06.環境・衛生	下水道法に基づく下水道の事業計画策定に係る環境大臣への意見聴取及び通知の手続に關し、運用上、地方公共団体が作成し、国土交通大臣に提出している書類について簡素化を求める。	下水道法に基づく事業計画の策定又は変更の際には、下水道管理者は国土交通大臣に協議又は届出をしなければならないこと、国土交通大臣は、原則として環境大臣に意見聴取又は通知をすることとなるが、そのために必要な資料については、運用上、下水道管理者である地方公共団体に作成が求められているのが実態であること。 特に、「事業計画の内容資料」、「終末処理場における屎尿投入計画表」及び「し尿処理及び汚泥処分全体計画表」は、国土交通大臣との協議が必要とされていないにもかかわらず、地方公共団体に作成が求められており、事務負担が発生している。 なお、上記資料を意見聴取において不要としなければ、実質的に地方公共団体に資料の作成が求められる現状は変わらないと思われるため、意見聴取に必要な書類自体を簡素化する必要があるものと考えられる。	下水道に関する事業計画の策定・変更の手続の簡素化により、地方公共団体の事務負担の軽減及び行政の効率化に資する。	下水道法第25条の11第4項、第6項	国土交通省 環境省	愛知県			環境大臣への意見聴取及び通知の手続きに必要な資料については、「下水道」に関する記載事項は少なく、特に「し尿処理」に関する記載内容が大半のため、各自治体のし尿処理担当局との記載内容に関する調整に事務負担が生じることから、可能な範囲で簡素化を検討いただきたい。	保健衛生上の観点からするし尿の処理状況の確認は、下水道へ接続されるまでの間に、し尿処理施設に改築工事が完了して浄化槽の整備状況が3点について主に確認を行っており、これらの確認事項は国土交通大臣との協議を求めている資料のみでは認めていない。 下水道事業計画の変更は、し尿の処理にも影響を及ぼすと考えられることから、し尿処理施設の改築の有無に併せて、し尿の処理状況を確認し、し尿の処理にも影響を及ぼすと考えられることから、し尿処理施設に改築工事が完了して浄化槽の整備状況が3点について主に確認を行っており、これらの確認事項は国土交通大臣との協議を求めている資料のみでは認めていない。 下水道事業計画の変更は、し尿の処理にも影響を及ぼすと考えられることから、し尿処理施設に改築の有無に併せて、し尿の処理状況を確認し、し尿の処理にも影響を及ぼすと考えられることから、し尿処理施設に改築工事が完了して浄化槽の整備状況が3点について主に確認を行っており、これらの確認事項は国土交通大臣との協議を求めている資料のみでは認めていない。	保健衛生上の観点からするし尿の処理状況の確認は、下水道へ接続されるまでの間に、し尿処理施設に改築工事が完了して浄化槽の整備状況が3点について主に確認を行っており、これらの確認事項は国土交通大臣との協議を求めている資料のみでは認めていない。 下水道事業計画の変更は、し尿の処理にも影響を及ぼすと考えられることから、し尿処理施設に改築の有無に併せて、し尿の処理状況を確認し、し尿の処理にも影響を及ぼすと考えられることから、し尿処理施設に改築工事が完了して浄化槽の整備状況が3点について主に確認を行っており、これらの確認事項は国土交通大臣との協議を求めている資料のみでは認めていない。		
95	B	地方に対する規制緩和	01.土地利用(農地除く)	国土利用計画法第23条に基づく土地売買等届出について、地方公共団体及び届出者双方の事務負担軽減の観点から、「土地の位置を明らかにした縮尺五万分の一以上の地形図」については提出を不要とすることを求める。	国土利用計画法第23条第1項の規定に基づく土地売買等届出書の簡素化を図ること、地方公共団体の事務負担が軽減されるとともに本来の制度趣旨である土地の利用目的の審査に注力することができる。また、事務処理期間の短縮化や届出者に必要としない書類等も削減することにより、届出遅延となる案件の減少が期待され、地方公共団体及び届出者の事務負担の軽減が図られる。	国土利用計画法第23条第1項、国土利用計画法施行規則第20条、国土利用計画法に基づく土地取引の規制に関する指針(平成20年11月10日)	国土交通省	愛知県 福津市			川崎市、上越市、石川県、山梨県、長野県、掛川市、半田市、小牧市、龍山市、城陽市、長岡京市、生駒市、広島市、徳島県、徳島市、今治市、高知市、宇土市	○「土地の位置を明らかにした縮尺五万分の一以上の地形図」については、他の添付書類が揃っているため、土地の位置を特定できるため、提出を不要とすることに賛同いたします。 また、土地売買等届出書の記載事項のうち、「土地に関する事項」について「契約書のとおり」と記載すること及び記載内容が重複する場合に届出書を一葉にまとめることを可能にするについては、ほとんどの申請において補正が必要となっていることから、事務負担軽減の効果は期待できるため賛同いたします。 ○当県においても、書類不備による届出遅延や一部土地の場合について契約書を作成することに伴う事務負担が生じているため、書類の簡素化を図ること、執行制度を見直し(見直し)。 ○当県においても、届出遅延が一定割合生じており、地方公共団体及び届出者の負担軽減につながる本提案に賛同いたします。 ○当市においても、提出書類不備等による書類の督促といった事務負担が生じている。 ○届出書と契約書の締結に伴い届出書の訂正を申請者に求めたが、なかなか行えなかったため(連絡地域、川崎市、宇土市)、届出から3週間以内の回答に時間的余裕がない状況となった。届出書の添付書類や記載内容の簡素化は必要と考える。 ○具体的な支援事例と同様で、契約書と届出書に齟齬がある場合、再度内容確認を行うため、書類審査の遅延や事務負担が増大している。 ○当市においても、一部土地において複数の契約を締結した届出があるが、契約毎の届出書作成を求めているため、届出書及び届出者双方に相当量の事務負担が生じている。 そのため、一部土地に関する複数契約の届出書の簡素化の必要性はあると考える。 また、一部土地における複数契約の届出の簡素化は、届出期限についてもまとめるという誤解を生じさせかねないため、各契約が届出期限(14日以内)を経過しないよう併せて周知することも必要であると考える。 ○国土利用計画法第23条第1項の規定に基づく土地売買届出書については、記載事項が多岐にわたること等から、記載内容の確認や届出者への修正指示等、過大な事務負担が生じている。	「土地の位置を明らかにした縮尺五万分の一以上の地形図」については、届出に係る土地全体の位置を確認するとともに、土地の利用目的が「土地利用基本計画(縮尺五万分の一の地形図で記したもの)」等に適合していることを求め、利用目的審査を円滑に実施するための必要とする。 また、「土地の位置を明らかにした縮尺五万分の一以上の地形図」は必要としないことから見直しを検討していただきたい。 また、「土地に関する事項」の簡素化に際しては、利用目的審査を円滑に進めるうえで望ましいと考えることはあるが、届出書本書への記載の有無に関係なく、当然、契約書の確認は行っており、かつ契約書に記載すべき事項と考えられるため、あえて届出書本書への記載を求めると、届出書と契約書の記載内容に齟齬がないかの確認及び書類不備の指摘という別の事務負担が生じている。 以上のことから、届出書へ記載を求めることが円滑な利用目的審査の実施には繋がらず逆効果であることから見直しを検討していただきたい。 なお、一部土地における複数契約を一葉にまとめることへの御理解については感謝申し上げます。			

各府県からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案事業検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	令和3年の地方からの提案等に関する対比方針(令和3年12月21日閣議決定)記載内容 ※提案提出以降の対比方針(記載があるものは当該対比方針の記載内容を 当該対比方針決定年として表記)	対比方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	〇関西地域が首都圏に次ぐ規模の経済圏であり、関西経済の発展が地域経済に留まらず日本全体の国益に資するという観点から、いわば国家戦略特区のようなイメージで、関西地域に係る事業分野別指針の策定及び経営力向上計画の認定に関する事務・権限を関西広域連合に移譲することを検討いただきたい。 〇制度の全国統一的な適用及びPDCAサイクルの確立については、事業分野別指針の策定及び経営力向上計画の認定に係る事務・権限を移譲した上で、国と事務・権限の移譲先とが密接に連携を図ることにより、担保することが可能ではないか。 〇現状、国において事業分野別指針が策定されていない分野について、関西広域連合又は都道府県が当該分野に対応する指針を追加的に策定できるようにすることも検討いただきたい。	事業分野別指針は、計画認定を行うに当たっての基準となるものであることから、認定を求めた全国の事業者間での不公平が起きないようにする観点から、国が当該事業を取り巻く事業環境を踏まえた全国大での事業分野別指針を策定することが適当である。また、国会の附帯決議(第190回国会部法第46号 附帯決議)においては、「関係省庁が緊密に連携しながら、優良事例の適宜の見直し等を含めたPDCAサイクルを有効性ある形で確立し、最新かつ優良の情報が盛り込まれた事業分野別指針を提供し続けるよう努めること」とされていること。 御指摘のとおり、現時点において、事業分野別指針が策定されていない事業分野も存在することから、策定の要望が強い事業分野については、当該事業を取り巻く事業環境も踏まえ、新たに事業分野別指針を策定することを検討する。 また、現在の計画認定業務の状況は、平成28年7月以降、令和3年3月末時点で120.131件を認定していることに加えて、貴連合の所管地域(8府県)においては、現時点で、毎月440件以上のペースでの新規認定業務があるほか、計画変更に係る審査業務も発生していること。 したがって、仮に計画認定に関する権限を移譲する場合には、標準処理期間である30日以内に処理することが必要であることに加えて、計画の審査には、業種ごとの専門的な知見が求められることから、これに対応するための十分な体制を構築していただく必要がある。御要望を実現するためには上記の対応を踏まえた上で、法律改正まで必要となる。引き続き、これらのことを踏まえながら、検討していきたい。	5【国土交通省】 (17)中小企業等経営強化法(平11法16) 事業分野別指針(16条1項)に関し、当該指針が定められていない事業分野については、複数の都道府県が加入する広域連合及び都道府県の意見を踏まえて、新たに事業分野別指針を定めることについて検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:警察庁、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び環境省)			事業分野別指針に関する各都道府県の意見を確認するため、各都道府県へのアンケート調査を行った(調査の依頼を8月1日に発出、8月26日提出期限で実施)結果、新たに事業分野別指針を希望する都道府県はなかった。そのため、策定の要望が強い事業分野は現状はないと判断せざるを得ず、新たな事業分野別指針の策定は行わない。	
		【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		様式の簡素化については、保健衛生上の観点から確認すべき最低限必要な項目のみになるような様式の見直しや、確認すべき最低限必要な事項を指定し、それが確認できる資料であれば様式は問わないとする見直し等を検討している。 環境省では、国土交通大臣から通知があった場合にも、し尿等の処理状況、産業廃棄物たる下水汚泥の処理状況、下水道の普及に伴う浄化槽の整備状況について、保健衛生上の観点から確認を行っているため、最低限必要な項目が記載された資料については提出いただく必要があると考える。	5【国土交通省】 (11)下水道法(昭33法79) (14)公共下水道又は流域下水道の事業計画に関する意見聴取又は通知(4条3項若しくは5項又は25条の23第4項若しくは6項)に当たり、地方公共団体が行う事務については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、提出書類を簡素化するなど、運用の改善を図る。 (関係府省:環境省) 【措置済み(令和3年11月26日付け国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課長、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知)】				
		【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。		「土地の位置を明らかにした縮尺五万分の一以上の地形図」は、届出に係る土地の全体の位置を確認するとともに、土地利用基本計画に即して適正かつ合理的な土地利用が図られるよう、関連部局との連絡・調整を行い、当該土地の利用目的に係る開発等の規制に係る諸法律の運用との間にできる限りその調整を図っておくべきであることから、土地の利用目的が土地利用基本計画(縮尺五万分の一の地形図上で記したのもの)等に適合していることを求めており、利用目的審査を円滑に実施するために必要です。 「土地に関する事項」は、契約書の記載事項と内容を確認するとともに、土地利用基本計画に即して適正かつ合理的な土地利用が図られるよう、関連部局との連絡・調整を行い、当該土地の利用目的に係る開発等の規制に係る諸法律の運用との間にできる限りその調整を図っておくべきであることから、都道府県等の利用目的審査を円滑に実施するため、土地売買等届出書に前項に記載していただくことが望ましいと考えております。 一団の土地において複数の契約を締結した場合について、都道府県等によって契約書類などの届出書類や審査状況が様々であることから、土地対策全国連絡協議会の意見を踏まえた上で、地方公共団体の判断で適切に対応できるように周知します。	<令3> 5【国土交通省】 (16)国土利用計画法(昭49法92) 土地売買等の事後届出(23条1項)については、以下のとおりとする。 ・一団の土地について締結する複数の契約であって、地方公共団体が適切と認めるものについては、土地売買等届出書(施行規則20条1項の別記様式3)を一枚にまとめることで差し支えないことを、地方公共団体に令和3年度中に通知する。 ・届出に係る添付書類のうち、土地の位置を明らかにした縮尺五万分の一以上の地形図(施行規則20条2項で準用する施行規則5条2項2号)については、制度の趣旨に即した確認が可能な場合には地方公共団体の判断により提出の省略を可能とする方向で、地方公共団体の意見を踏まえて検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 <令4> 5【国土交通省】 (23)国土利用計画法(昭49法92) (ii)土地売買等の事後届出(23条1項)については、届出に係る添付書類のうち、土地の位置を明らかにした縮尺五万分の一以上の地形図(施行規則20条2項で準用する施行規則5条2項2号)について、令和4年度中に省令を改正し、制度の趣旨に即した確認が可能な場合には地方公共団体の判断により提出の省略を可能とする。	1ポツ目 事務連絡	令和4年3月30日	土地売買等の事後届出について、一団の土地について締結する複数の契約であって、地方公共団体が適切と認めるものについては、土地売買等届出書を一枚にまとめることで差し支えない旨を都道府県及び指定都市に通知した。 国土利用計画法の事後届出における一団の土地の契約について(令和4年3月30日付け国土交通省不動産・建設経済局土地政策課事務連絡)	
						2ポツ目 省令改正 通知	省令:令和5年3月31日公布 (令和5年7月1日施行) 通知:令和5年3月31日発出	都道府県知事及び指定都市の長の判断により地形図の提出を不要とすること等の措置を講じるための国土利用計画法施行規則の一部を改正する省令(令和5年3月31日公布(令和5年7月1日施行)するとともに、地方自治法第245条の4第1項の規定に基づき技術的助言を都道府県及び指定都市に対して通知した。 国土利用計画法施行規則の一部を改正する省令(令和5年国土交通省令第33号) 国土利用計画法施行規則の一部改正について(令和5年3月31日付け国土交通省不動産・建設経済局土地政策課長通知)	



各府県からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案事業検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)記載内容 ※提案提出以降の対応方針は記載があるもの(当該対応方針の記載内容を く当該対応方針決定年>>として表記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
【埴井市】 今回提案の【措置を求める届出様式等】に限定することなく、業務上性別記載の必要性が認められないものについては、性別記載欄の削除を行うなどの全般的な対応が必要と考える。		【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 本提案の実現に向けて必要な対応を求める。		ふるさと納税に係る申告特別関連の2様式については、性別欄の削除について、令和4年度税制改正において対応することを検討している。 国民健康保険関連の2証、介護保険関連の4証に係る性別表記については、保険医療機関等の窓口で被保険者証に添えて提出するものであり、被保険者の性別は被保険者証をもって確認できる。また、当該証を提示した者が国民健康保険の被保険者であることの確認は、当該証の性別欄以外の記載内容を被保険者証と照合することで可能である。以上を踏まえ、当該証の性別欄は削除することとし、省令改正等の必要な作業を進めて参りたい。小規模関連の2書類については、令和3年7月にとりまとめられた関係審議会による意見書において、「医療費助成の申請書類等への「性別」の記載については、廃止する」ことが適当であるとされたことを踏まえ、省令・通知改正等を進める予定である。 年金手帳再交付申請書については、令和3年6月30日に国民年金法施行規則を改正し、令和4年4月1日以降の基礎年金番号通知書に係る再交付申請においては「性別」の記載を要しないこととした(令和4年4月1日施行)。 延命剤持参者に対する再交付申請書においては、電話による本人確認の機会もあり、その際の申請者の本人確認事項の一つとして性別記載欄を活用しているところであるが、令和4年度から性別記載欄は削除する。 農業者年金関連の2裁定請求書について、旧農業者年金では、男女の選択肢をなくすなどを検討するが、新農業者年金の年金額算定に係る完全生命表の補正データ(男女別死亡年齢)を収集することが必要である。新農業者年金では、加入後に戸籍上の性別が変更される場合も想定される。これらの理由から、性別記載欄は必要である。 土地区画整理法施行規則に基づく借地権申告書及び権利変動届出書においては、土地区画整理審議会の委員の選挙人名簿の作成にあたり、借地権者の性別を把握する趣旨から性別欄を設けているところがあるが、ご提案を踏まえ、借地権申告書及び権利変動届出書から性別記載欄は削除する方向で検討して参りたい。	5【国土交通省】 (8)土地区画整理法(昭29法119) 借地権申告書(施行規則16条1項)及び権利変動届出書(施行規則23条6項)における性別の記載については、令和3年度中に省令を改正し、削除する。	省令	令和4年3月1日公布・施行	土地区画整理法施行規則及び新都市基盤整備法施行規則の一部を改正する省令(令和4年国土交通省令第10号)において、借地権申告書及び権利変動届出書の「性別」欄を施行規則に定める様式上から削除した。	
		【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		ご提案内容を踏まえ、令和4年度予算要望からSCMSでの提出のみを求め、社会資本整備総合交付金等総合調整差からの従来様式の提出は求めないことといたします。 また、今年度中にSCMSを改修し、申請が差し戻された際には、基幹事業担当による入力を保持した状態を維持できるようにいたします。 問合せ内容に正確に回答するため、電話対応可能な問合せ先の設置は困難ですが、マニュアル等について可能な限り使い勝手を良くするとともに、問合せを受けた際は迅速に回答するよう努めて参りますので、ご理解いただきたく存じます。	5【国土交通省】 総合調整差からの従来様式の提出は求めないことといたします。 また、今年度中にSCMSを改修し、申請が差し戻された際には、基幹事業担当による入力を保持した状態を維持できるようにいたします。 ・社会資本整備総合交付金システムで実施している予算に係る要望作業については、令和4年度予算から別途の書類の提出を不要とする。 【措置済み(令和3年11月4日付け国土交通省大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整差事務連絡)】 ・申請等に係る入力事務を効率化するため、令和3年度中に当該システムの機能等を改善する。	1ポツ目			
		【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。				2ポツ目 システムの改修等	<システム改修> 令和3年9月20日  <問い合わせ管理簿及びマニュアルの改訂> 令和4年3月31日	・社会資本整備総合交付金システムにおいて、事業担当による入力を保持した状態を維持するため、申請の差し戻し処理時に入力内容が初期化されないよう改修を実施。  ・改訂版の問い合わせ管理簿及びマニュアルをシステム上に掲載。	
【富山市】 主要な管渠の配置については、下水道以外の他事業(道路改良)による同一道路内での変更の際には、放流先の水質等や私人の利益とは無関係であり、重要な変更には該当しないように考えられるため、改めての関係府県からの回答を求めたい。	【全国知事会】 主要な管渠の配置については、下水道以外の他事業(道路改良)による同一道路内での変更の際には、放流先の水質等や私人の利益とは無関係であり、重要な変更には該当しないように考えられるため、改めての関係府県からの回答を求めたい。	○計画策定等の義務付けに関しては、法定された条項数が、過去10年間で約1.5倍に増加するなど、国会や全国知事会においても強い問題意識が示されているところであり、本提案に関しては、まずは法令上の対応を基本として見直しを検討したい。 ○国又は都道府県との協議が必要な理由については、関係地方公共団体や私人等への影響が大きいためその妥当性を国等が確認する必要があるとの説明であるが、私人との利害調整は国等ではなく下水道管理者が自らの責任において行っているものであり、国等との協議を許容する理由にはならないのではないか。国等との協議の要否は、利害関係人への意見の申出機会の付与とは切り離して検討すべきではないか。 ○同様に、変更する面積が狭小であって、他の市町村に影響することが考えられない地点に位置する土地について、これを予定処理区域に加える場合等に関しては、関係地方公共団体への影響を考慮する必要はないのではないか。 ○予定処理区域の面積を変更する場合において、例外なく全ての場合に国等との協議を要する現行制度は過大な開示ではないか。管渠能力や処理場の施設能力への影響がない場合や他の市町村と接しない土地を予定処理区域に加える場合等、関係地方公共団体との利害調整を行う必要がない場合は、国等との協議等を不要とするよう、2次元アラインングまでに積極的に検討いただきたい。	下水道事業を実施するにあたり、放流先の水質等に影響を及ぼす項目については変更は特に重要であり、下水道管理者が当該項目について変更を行う場合には、その妥当性を(下水道整備に関する知見を有する国土交通大臣等が)客観的見地から確認する必要がある。 一方で、今回ご提案いただいた予定処理区域をわずかに拡大する場合で、下水道事業計画の変更が、既存計画における管渠や処理場の配置・能力等に影響しないものであれば、下水道事業計画の変更の際に国等が協議を行わなかったとしても、放流先の水質等への影響が及ぶなどの特殊の問題は生じないものと考えることができ。 よって、予定処理区域のみの下水道事業計画の変更で、既存計画における管渠や処理場の配置・能力等に影響しないものについては、軽微な変更に該当するものとして、国土交通大臣等への協議を不要とする方向で検討することとしたい。 なお、このような場合にあっても私人等への影響は考慮する必要があることから、軽微な変更であっても変更に係る予定処理区域を公示し、利害関係人に意見を申し出る機会を与えなければならないものとする方向で検討することとしたい。 また、追加提案団体からご提案いただいている、同一道路内での主要な管渠の配置の変更については、同一道路内が同一の建築基準法第42条に規定する道路内を示す場合は、軽微な変更としているところである(下水道法施行令第5条の2)。	5【国土交通省(11)】 (11)下水道法(昭33法79) (ii)公共下水道の事業計画の変更(4条6項)のうち、予定処理区域のみの変更で、当該変更前の計画における管渠や処理施設の配置・処理能力等に影響しないものについては、令和4年中に政令を改正し、国土交通大臣等への協議を不要とする。 (関係府省：環境省)	政令等	政令：令和4年7月15日公布、 令和4年8月20日施行。 省令：令和4年8月20日施行。	公共下水道の事業計画の変更(4条6項)のうち、予定処理区域のみの変更で、当該変更前の計画における管渠や処理施設の配置・処理能力等に影響しないものについては、国土交通大臣等への協議を不要とする改正を行う「下水道法施行令の一部を改正する政令」(令和4年政令第248号)が公布・施行され、あわせて「下水道法施行規則の一部を改正する省令」(令和4年国土交通省令第62号)が同日に施行された。		



管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府県	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体から寄せられた支障事例(主なもの)>		各府県からの第1次回答	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野									支障事例			団体名	見解	補足資料
110	A	権限移譲 (農地除く)	01 土地利用	区域区分の変更に関する都市計画決定権限の中核市への移譲	区域区分に関する都市計画の決定権限は都道府県にあるが、本市のある都道府県の区域区分変更の基準では、原則として大規模な区域区分の変更や、人口増加につながるような市街地の拡張を認める方針となっている。一方、本市が希望している小規模な市街化区域の拡大については、区域区分の変更が認められないケースがある。 具体的には、区域区分の境界において、現在市街化区域側に生産工場が、市街化調整区域側に駐車場として利用している地帯があること、工場増設のため、当該敷地を市街化区域に編入することを事業者から求められている。編入する面積は約2,000㎡程度であり、山林に囲まれ、人家も隣接していない区域であることから、周囲の居住環境への影響はほとんどなく、無秩序に市街地を拡張するものではないことを踏まえ、市内経済の活性化等の観点から、本市としては要望どおり編入することが適切と考えている。 都道府県の基準は、上記のような小規模な工業専用地域の拡大のような事例に対応しております。過去の区域区分の見直し時に都市計画変更提案を出しても、このような区域区分の変更は認められなかった。また、小規模な住宅地の拡張など区域区分の変更が認められるケースがあるが、その場合でも、都道府県の区域区分の見直しスケジュールに合わせなければならぬため、スピード感を持って住民からの要望に応えることが難しい。 中核市は、人口・産業とそれに伴う都市的土地利用や公共施設整備が集中しており、相対する自然環境の保全に係る判断と相まって、制度創設から約20年が経過する都市計画区域マスタープランに基づいて区域区分の変更に係る判断を行う事務執行能力が十分であると考え、地域の実情に即した区域の工業系施設拡張や新規建築に伴う市街化区域への編入等)については、都道府県全体の都市計画の方針に影響を及ぼさない軽易なものとして、中核市に権限移譲を行うことを求める。	住民からの要望や提案に対して、中核市が地域の実情に合わせて主体的に判断することが可能となり、円滑に調整が進むとともに、区域区分の変更と併せて市決定権限の用途地帯の変更も行う際、関係部局との事前協議や調整、都市計画手続を効率的に行うことができる。	都市計画法第15条第1項第2号	国土交通省	横須賀市			川口市、久留米市	○都市計画の人口フレームが当該自治体の土地利用政策の根拠となっている。また、都道府県の権限があるため、都市自治体の状況を考慮した対応が十分でない。県の運用方針が合わず、別な手法を用いて土地利用を行った例がある。	区域区分は、一市町村の区域を越えて指定される都市計画区域全体を対象として、都市計画区域マスタープランに基づき、当該都市計画区域内における人口や産業の将来の見直し、市街地の拡大可能性、公共施設の整備状況、緑地等自然的環境の整備又は保全への配慮等を総合的に勘案して定められるものであり、変更区域の面積の大きさや市町村との境界に直接する等に限らず、都市計画区域の指定主体である都道府県が広域的な観点から定めることが適切である。 また、現行制度においても、市町村は都道府県が定める都市計画の案の内容となるべき事項を申し出ることができること(法15条の2第1項)、都道府県が都市計画決定する際には関係市町村の意見を聴くこと(法18条第1項)など、市町村の意向を反映させる機会も法律上も担保されている。 なお、「具体的な支障事例」に記載されている趣旨については、都市計画法(本案10条、第11条、第12条、第14条)の規定を適用し、許可権者である中核市の判断で、許可することが可能である。	都市計画通用指針でも、都市計画の決定等にあたっては市町村が中心となるべきであり、市町村の区域を越える特に広域的・根幹的な都市計画については、市街地の拡大可能性、公共施設の整備状況、緑地等自然的環境の整備又は保全への配慮等を総合的に勘案して定められるものであり、変更区域の面積の大きさや市町村との境界に直接する等に限らず、都市計画区域の指定主体である都道府県が広域的な観点から定めることが適切である。 また、ご指摘の通り現行制度においても市町村の意向を反映させることが可能となっていますが、都道府県が案づくに際してきめ細やかに対応することは困難であることから、実際には市町村の意向が通らず支障が生じている現状があるため、大きい面積の区域を編入するものについては、都道府県全体の人口や産業の将来の見直し等を勘案し広域的な観点から都道府県が定めることが妥当だと考えますが、広域的な影響を及ぼすとは思えない面積の小さい局所的な案件は、よきのかげやかで公共施設の整備状況等の実情を総合的に勘案できる中核市が区域区分の変更を行うことが望ましいと考えます。 なお、同法34条には、市街化調整区域内で広い区域等を指定することにより、開発許可による土地利用が可能となる規定がありますが、提示した「具体的な支障事例」は、同法の運用にはなじまず、区域区分の変更により対応すべきと考えられる案件です。こうした区域区分の変更に関する権限移譲を求める中核市の意見を国土交通省で把握した上で、前向き検討を求めたいと考えます。	
117	B	地方に対する規制緩和	09 土木・建築	バリアフリー法における建築物特定施設の追加に関する条例委任	バリアフリー法第14条第3項においては、「特別特定建築物(例：学校、病院、劇場等)への追加等が条例委任されている一方で、「建築物特定施設(例：出入口、廊下、階段等)の追加については条例委任されており、地方公共団体がバリアフリー化を進めるべき」と考えられる。地域の実情に即した区域の工業系施設拡張や新規建築に伴う市街化区域への編入等)については、都道府県全体の都市計画の方針に影響を及ぼさない軽易なものとして、中核市に権限移譲を行うことを求める。	バリアフリー法で建築物特定施設の追加について条例委任することで、現在条例で独自に法令上の建築物特定施設に準ずるものを定めている地方公共団体の利便性の向上や行政手続の効率化が図られるとともに、建築確認の手続の中で規制の実効性を確保することが可能となる。 また、現在、条例を制定していない地方公共団体においても、それぞれの地域の実情に合わせて条例で建築物特定施設を追加する契機となり、全国的なバリアフリーの推進の促進や地域の自主性・自立性の向上につながることも期待される。	高齢者、障害者等の円滑化の促進に関する法律(本提案において、バリアフリー法という。)第14条第3項において、政令で定める「特別特定建築物」については、条例で追加することができることとされている一方、政令で定める「建築物特定施設」については、条例で追加することができることとされていないことから、バリアフリー法において建築物特定施設の追加についても同項で条例委任することを求める。	国土交通省	京都市	長野県、兵庫県、和歌山県、鳥取県	○当県においても劇場等の客席を努力義務として条例に追加しているが、適合義務が生じる建築物特定施設として条例委任することでより地域の実情に応じた弾力的な施策の実施が可能と考えられるので、建築物特定施設についても条例で追加できると考えたい。 ○区条例において、「授乳室」の規定については、「廊下等」の規定の中に基準があるのでわかりにくい状況がある。条例において建築物特定施設の追加が可能となれば、それらを切り分けることができるようになり、申請者にとっては分かりやすくなると思われる。また、地域の実情に合わせて条例で建築物特定施設を追加することができれば、より地域のニーズに合ったバリアフリー整備の推進の有効な手段となり得ると考えられる。	建築物特定施設は、バリアフリー化を図るべき建築物の部分として、政令及び省令で具体的に列挙しており、地方自治体が条例で定めること、建築物特定施設に関する基準を付加できるとして、具体的な支障事例として「記載の劇場等の客席」については、現在、建築物特定施設に含まれていませんが、地方自治体が地域の状況に応じて、「劇場等の客席」に限り、移動等円滑化基準に必要事項を条例で付加できるよう、建築物特定施設に追加することについて、検討を進めてまいります。	「劇場等の客席」のみを建築物特定施設として政令で追加した場合、今後、社会情勢の変化等により、他の建築物特定施設を定める必要が生じた際に、地域の実情に対応できないことが想定されます。 また、現状においても「劇場等の客席」以外の建築物特定施設に準ずる施設については基準を独自に定めている地方公共団体もある。そのため、地方公共団体が条例で建築物特定施設を追加可能とし、建築物移動等円滑化基準を定められるよう、委任規定を設ける法律の改正を求める。			
124	B	地方に対する規制緩和	01 土地利用 (農地除く)	地籍調査に関する事業計画の協議に係る様式(国土調査事業事務取扱要領第29別記様式第24別紙(2)事業計画明細書)以下、「事業計画明細書」とし、国土調査法第6条の4第1項に基づき実施主体が作成する事業計画に関する計画の届出に係る様式(国土調査事業事務取扱要領第30別記様式第25別紙(1)実施に関する計画)以下、「実施に関する計画」という。の様式を統一することを求める。	様式を統一することで、実施主体における様式を作成する時間及び都道府県における記載内容を確認する時間が減少し、また、記載に係るヒューマンエラーが少なくなることにより、効率的な事務に資する。	国土調査法	国土交通省	長野県、新潟県		茨城県、豊田市、草津市、広島市、山口県、徳島県、松山市、長崎県、大分県、宮崎県、沖縄県	○様式ごとに形式(Word、Excel)が異なり、作成に時間を要する。また、事業計画明細書の入力で事業計画書に反映するなど様式を見直すことにより事務の効率化が図られる。	「別紙(1)実施に関する計画」(国土調査事務取扱要領別記様式第25)は記載事項を示しているものであって、様式を定めているものではないことから、都道府県によっては独自の様式を定めているところもあると承知している。一方、ご指摘のような概念を持たれた地方公共団体があることも想定されることから、「別紙(1)実施に関する計画」(国土調査事務取扱要領別記様式第25)について、都道府県が自由に定めることができることを明確化するため、国土調査事業事務取扱要領の改正を検討したい。	別記様式第25について、必要事項を記載したうえで都道府県の判断により自由に様式を定められるよう、国土調査事業事務取扱要領に明記されるようお願いいたします。 また、当該明確化について、令和4年度の計画策定に間に合うよう早急に検討させていただきますようお願いいたします。			

各府県からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案事業検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	令和3年の地方からの提案等に関する対比方針(令和3年12月21日閣議決定)記載内容 ※提案提出年以降の対比方針に記載があるものは追加対比方針の記載内容を く当該対比方針決定年として併記	対比方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		【全国知事会】 都市計画における区域区分の設定権限については、地方分権推進委員会第一次勧告を踏まえ、引き続き都道府県の事務・権限とするべきである。	○1次ヒアリングにおいて、区域区分の決定は広域自治体である都道府県が行うべきとの説明があったが、区域区分の輕易な変更は、必ずしも都道府県がその区域にわたって一体的に処理することが効率的な事務にあたらないと考えられる。 区域区分の変更に関する都市計画決定権限を中核市に移譲できない理由はないのか。 ○現行制度下では必ずしも中核市が地域の実情に応じて迅速に主体的なまちづくりが行えていないという実情が示されていることから、実態や権限移譲等の意向等を中核市に対し調査した上で、区域区分の変更のうち、都道府県の広域的な判断が不要であり中核市が即断的に判断することが適当なものについて、2次ヒアリングまでに積極的に検討いただきたい。	都市計画の決定については、仮にその一部であっても同一箇所について二者の決定権者が存在することは、判断の統一・一体性を損なうものであることから、決定権者は一者とするべきである。この点、前回答のとおり、区域区分は一の市町村の区域を越えて指定される都市計画区域全体を対象として、都市計画区域マスタープランに基づき、当該都市計画区域内における人口や産業の将来の見通し、市街地の拡大可能性、公共施設の整備状況、緑地等自然的環境の整備又は保全への配慮等を総合的に勘案して定められるものであることに鑑み、都道府県が広域的な観点から定めることが適切である。 一方、必ずしも中核市が地域の実情に応じて迅速に主体的なまちづくりが行えていないとの専門部会からの指摘に加え、本提案に対して全国知事会から「引き続き都道府県の事務・権限とするべき」との意見もあつたことを踏まえ、中核市及び都道府県における実態を把握した上で、必要に応じて運用改善に向けた検討を行うこととする。	5【国土交通省】 (15)都市計画法(昭43法100) (i)区域区分に関する都市計画の決定(15条1項2号)に係る事務・権限については、広域的な観点から引き続き都道府県等が行うものとするが、地方公共団体の事務の円滑な運用に資するよう、都道府県が定める都市計画の案の内容となるべき事項の相出(15条の2第1項)や都道府県による都市計画の決定の際の関係市町村への意見聴取(18条1項)の趣旨を改めて示し、都道府県と市町村との間で相互に十分な意思疎通を図るよう、地方公共団体に通知する。	通知	令和4年3月14日	都道府県が定める都市計画の案の内容となるべき事項の相出(15条の2第1項)や都道府県による都市計画の決定の際の関係市町村への意見聴取(18条1項)の趣旨を改めて示し、都道府県と市町村との間で相互に十分な意思疎通を図るよう、地方公共団体に通知した。  区域区分に関する都市計画決定における都道府県と市町村との連携について(技術的助言)(令和4年3月14日付国土交通省都市局都市計画課長通知)	
	【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○1次ヒアリングにおいて、建築物特定施設については政省令による追加と条例による追加の両面で検討するとの説明があったが、政省令を改正して建築物特定施設を追加する形式は、地域の実情に即応できず後追いにならざるを得ないため、地域におけるバリアフリー化を促進する観点から、条例による追加を積極的に検討いただきたい。 ○政省令による追加・条例による追加のいずれの場合も、移動等円滑化基準については、国が基準を設定せず条例で設定することを積極的に検討いただきたい。 ○地方公共団体が定めている条例の内容や今後のニーズについて必要最小限度で早急に調査した上で、2次ヒアリングまでに具体的な方向性を示していただきたい。	現在、バリアフリー法に基づく条例を制定済みの地方公共団体(14都府県・6市区)、バリアフリー法に基づく条例を制定していない都道府県(33道府県)に対して、「建築物特定施設が政省令で間接的に規定されていることについての文庫の有無」「政省令で規定されている建築物特定施設以外に追加を希望する施設の有無」「建築物特定施設を追加する場合の措置の方法」などのアンケート調査を実施しているところである。 現行、建築物移動等円滑化基準への適合性については、建築確認全体の9割以上を担い、条例を制定する地方公共団体とは別主体の指定確認検査機関等による建築確認・検査の対象とすることで担保していることから、基準適用の対象施設である建築物特定施設の追加にあたっては、確認検査制度の中で円滑に審査できる施設であることが求められる。 また、バリアフリー化を推進する必要性に鑑みれば、地方公共団体が地域の実情に応じてバリアフリー化を進めることもできるとながら、国として一律にバリアフリー化を進めるべき施設については、法令で明確に位置づけることも必要と考えている。 地方公共団体が建築物特定施設への追加を希望する施設については、これらの観点も考慮しつつ、アンケートの結果を踏まえ、条例で建築物移動等円滑化基準を設定できるよう、必要な措置を講じてまいりたい。 なお、建築物特定施設を国が追加する形で措置する場合であっても、義務化の対象施設となる建築物特定施設や建築物移動等円滑化基準について、条例でできるだけ幅広く設定できるように検討するとともに、地方公共団体からのニーズを継続的に把握するなど、後追いになることなく地域の実情に即応できるよう対応してまいりたい。	5【国土交通省】 (18)高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平18法91) 移動等円滑化のために必要な構造及び配置に関する基準等を定める建築物特定施設(2条20号)については、令和3年度中に省令を改正し、劇場の客席等を追加するとともに、現行の枠組みにおいても柔軟に基準設定が可能であることについて、授乳場所等の具体的な事例を示しつつ明確化し、地方公共団体に令和3年度中に通知する。 また、地方公共団体からの要望を継続的に把握するための相談窓口を令和3年度中に設置する。	【前段】 省令、通知 【後段】 窓口設置(HPIにて周知)	【前段】 公布：令和4年3月31日 施行：令和4年10月1日 通知：令和4年3月31日 【後段】 HPIにて周知(令和4年3月31日)	【前段】 ・移動等円滑化のために必要な構造及び配置に関する基準等を定める建築物特定施設(2条20号)については、省令を改正し、劇場の客席等を追加した。 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則及び高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の一部を改正する省令(令和4年国土交通省令第30号)  高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則等の一部を改正する省令等の公布等について(技術的助言)(令和4年3月31日付国土交通省住宅局建築指導課長・市街地建築課長通知)において、現行の枠組みでも柔軟に基準設定が可能であることについて、授乳場所等の具体的な事例を示しつつ明確化する通知を発出した。  【後段】 地方公共団体からの要望を継続的に把握するための相談窓口を設置することについて、HPIにて周知した。		
	【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		令和3年度末までに国土調査事業事務取扱要領を改正し、別記様式第25について、都道府県が自由に様式を定めることができる旨明確化する。	5【国土交通省】 (3)国土調査法(昭26法180) (ii)市町村又は土地改良区等が都道府県知事に届け出る地籍調査の実施に関する計画(6条の4第2項)の様式については、都道府県が独自に定めることが可能であることを明確化するため、令和3年度中に「国土調査事業事務取扱要領」を改正し、地方公共団体に通知する。	通知	令和4年3月30日	市町村又は土地改良区等が都道府県知事に届け出る地籍調査の実施に関する計画(6条の4第2項)の様式について、都道府県が独自に定めることが可能であることを明確化するため、「国土調査事業事務取扱要領」を改正した。  「国土調査事業事務取扱要領」の一部改正について(令和4年3月30日付国土交通省大臣官房土地政策審議官及び国土政策局長通知)		



各府県からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)記載内容 ※提案提出以降の対応方針(協議がある場合は協議対応方針の記載内容を く協議対応方針決定年として併記)	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
【山陽小野田市】 住民基本台帳別表に管理不全空き家の所有者等の特定に関する事項を加えることで、住基ネットの情報を活用することができるので、速やかに対応をお願いしたい。		【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○1次ヒアリングにおいて、提案を実現する方向で検討する旨の説明があった。多くの共同提案団体及び追加共同提案団体から現行の支障事例が示されており、制度改正の必要性が高く早急な対応が必要であることから、速やかに検討の結論を得る必要措置を講じていただきたい。	市町村の空家対策担当部局が空家等の所有者等を把握するに当たり、住民基本台帳ネットワークシステムを利用可能とするための必要な措置を講ずることとした。	5【国土交通省】 (14)住民基本台帳法(昭42法81) (1)以下に掲げる場合には、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報(30条の6第1項、以下同じ。)の提供を受けることができるものとする。 ・空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127)に基づき、市区町村が空家等の所有者等を把握するための調査(同法9条1項)に関する事務を処理する場合(関係府省:総務省)	法律	令和4年5月20日公布、令和4年8月20日施行	空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127)の規定に基づく、空家等の所有者等を把握するための調査に関する事務について、市町村長が住民基本台帳ネットワークシステムを利用して本人確認情報の提供を受けることができる事務とすることとする住民基本台帳法(昭42法81)の改正を含む地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律を第208回国会に提出した。 また、同法の施行日である令和4年8月20日に住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令(平成14年総務省令第13号)を改正するとともに、国土交通省及び総務省から各都道府県・指定都市空家対策担当部局宛てに通知を发出し、空家等の所有者等を把握するための調査に関する事務を処理する場合において住民基本台帳ネットワークシステムの活用が可能となる旨等を周知した。  【住民基本台帳法における空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第1項の調査に関する事務の追加について(情報提供)】(令和4年8月22日付事務連絡 国土交通省住宅局住宅総合整備課・総務省地域力創造グループ地域振興室)	
		【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○通知(令和2年国総地第84号)の内容は、3つの協議会等の存在を前提とした運営面での取扱いに過ぎないのではない。特に、地域協議会は都道府県のみが主宰できるとされていることから、市町村が主宰する場合の活性化協議会等には運営上も一元化できないのではないか。 ○地方公共団体の総合的な政策決定や事務効率化の観点から、法会上、活性化協議会において、他の2つの協議会等の協議事項を協議できるよう規定することを積極的に検討し、2次ヒアリングまでに見直しの方向性を示していただきたい。	各協議会については、地方公共団体の御事情に応じて、簡便な手続による開催など柔軟に対応可能な仕組みとしており、現行制度において、円滑に議論を進めている地方自治体も存在する。 御提案の内容については複数の協議会事務の合理化等を目的としていると史料されると、これらの協議会における協議対象は、バス路線の廃止、路線再編のあり方や代替交通の確保策など地域住民の利便性に直結していることから、市町村及び事業者間、複数の市町村間等の関係者間の利害について、円滑な調整を進めることが不可欠であること、これらの観点も考慮しながら、開催方法の明確化等も含め、どのような対応が可能か検討してまいりたい。	5【国土交通省】 (5)道路運送法(昭26法183)及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平19法59) (1)地域公共交通会議(道路運送法施行規則(昭26運輸省令75)9条の2)、地域協議会(道路運送法施行規則15条の4第2号)及び地域公共交通計画の作成及び実施に關し必要な協議を行うための協議会(地域公共交通の活性化及び再生に関する法律6条、以下「活性化協議会」という。)、の運営については、簡易な手続による開催や各協議会等の一体的な開催など、地域の実情に応じて柔軟な対応が可能である旨を明確化し、改めて地方公共団体に令和3年度中に通知する。 (2)路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者による路線(路線定期運行に係るものに限る。)の休止又は廃止に係る事業計画の変更(道路運送法15条の2第1項)に関する都道府県が主催することとされている地域協議会における協議については、地方公共団体の事務の円滑な実施に資するよう、一の市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)内で完結する路線に限り、以下の措置を講ずる。 ・令和3年度中に省令を改正し、地域公共交通会議又は活性化協議会において協議が関った場合にも、当該変更の30日前までに、当該変更をする旨を国土交通大臣に届け出れば足りることとする。 ・令和3年度中に地域協議会の要件に関する告示(平13国土交通省告示1202)を改正し、地域協議会について、市町村が主催することを可能とする。	(1)通知	令和4年3月31日	地域公共交通会議(道路運送法施行規則(昭26運輸省令75)9条の2)、地域協議会(道路運送法施行規則15条の4第2号)及び地域公共交通計画の作成及び実施に關し必要な協議を行うための協議会(地域公共交通の活性化及び再生に関する法律6条、以下「活性化協議会」という。)、の運営については、簡易な手続による開催や各協議会等の一体的な開催など、地域の実情に応じて柔軟な対応が可能である旨を明確化し、改めて地方公共団体に通知した。  【令和3年の地方からの提案等に関する対応方針】を踏まえた協議会制度の運用等について(令和4年3月31日付国土交通省総合政策局地域交通課長・自動車局旅客課長通知)	
						(1)1ポツ目省令	令和4年3月31日公布・施行	省令を改正し、地域公共交通会議又は活性化協議会において協議が関った場合にも、当該変更の30日前までに、当該変更をする旨を国土交通大臣に届け出れば足りることとした。  道路運送法施行規則の一部を改正する省令(令和4年国土交通省令第33号)	
						(1)2ポツ目告示	令和4年3月31日公布・施行	地域協議会の要件に関する告示(平13国土交通省告示1202)を改正し、地域協議会について、市町村が主催することを可能とした。  地域協議会の要件に関する告示の一部を改正する告示(令和4年国土交通省告示第405号)	

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府県	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体から寄せられた支援事例(主なもの)>		各府県からの第1次回答	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支援事例		見解	補足資料
165	B	地方に対する規制緩和	09 土木・建築	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅(登録住宅)に係る国の登録基準の緩和及び住宅確保要配慮者の範囲を独自に拡大するためには、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第3条及び第15条に基づき、賃貸住宅供給促進計画において定めることとされている。地方公共団体が賃貸住宅供給促進計画を策定しない場合であっても、住生活基本計画において住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅に係る国の登録基準の緩和等を規定することができるよう措置を求め、の見直し	【現行制度】賃貸住宅供給促進計画は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅(登録住宅)の供給目標とその目標を達成するために必要な事項について定めるものである。同計画の策定は義務ではないが、地方公共団体が登録住宅の国基準を緩和し、また住宅確保要配慮者の範囲を独自に拡大するためには、当該計画において定める必要がある。なお当県は、平成30年度に同計画を策定している。一方、都道府県は住生活基本法に基づき、全国計画に即して住生活基本計画(都道府県計画)を作成しなければならない。住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅については、住生活基本計画(全国計画)において「居住者・コミュニティ」における基本的な施策として位置づけられており、当県の住生活基本計画(都道府県計画)でも、住宅確保要配慮者に対する取組について記載している。【支援事例】このようなことから、住宅確保要配慮者の居住の安定の確保に係る取組については、賃貸住宅供給促進計画と住生活基本計画の両計画で記載しており、県民にとって体系が分かりやすいものとなっている。加えて、両計画の策定時には、それぞれについて有識者会議の開催やパブリックコメント、市町村との協議を行っており、計画の進捗管理も含めて業務量が増加し、効率的でない。	住生活基本計画(都道府県計画)において、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅(登録住宅)に関する国の登録基準の緩和と住宅確保要配慮者の範囲の拡大を定めることが可能になれば、住宅確保要配慮者の居住の安定に関する計画が一本化することができるようになり、県民にとって分かりやすい計画体系となる。また、賃貸住宅供給促進計画を別に定める必要がなくなるため、大幅な業務の削減が見込まれる。	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第2条、第5条 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第3条、第15条 住生活基本法第17条	国土交通省	埼玉県		川崎市、長野県、愛媛県、川崎市、沖縄県	○当市においては、平成29年度に住生活基本計画(当市版)及び平成31年度に賃貸住宅供給促進計画を策定しておりますが、両計画の策定及び改定には多大な労力がかかるため、両計画の一本化による事務負担の軽減をお願いしたい。	賃貸住宅供給促進計画と住生活基本計画を一の計画として策定することについては、現行法令上、何ら制限を課しておらず、現行制度の下で対応可能であり、「住生活基本計画(都道府県計画)」の変更においても、「(令和3年6月30日付け国土改第20号・国土第39号)」においても、住生活基本計画と都道府県賃貸住宅供給促進計画等の住生活関係の計画を一の計画として策定することが可能な旨を明確化しているところである。なお、市町村単位では、住生活基本計画と市町村賃貸住宅供給促進計画を一つの計画として策定している事例が複数見受けられ、このような事例の周知に努めてまいりたい。	この度の技術的助言で、パブリックコメントや市町村協議など二計画で共通する手続を一度に行うことが可能な旨を明記していただいたことにより、事務の軽減が図られるほか、二計画を一体的に策定することで、従来と比べ県民にとって分かりやすくなると考えている。一方、地方公共団体が二計画を別に策定している前提で、国が賃貸住宅供給促進計画に関する指針を個別に改正した場合、住生活基本計画と一体的に策定している地方公共団体は住生活基本計画の改定時期ではない時期に計画の見直しが必要となる可能性がある。当県は、二つの法律に基づいての計画としてではなく、住生活基本計画(都道府県計画)において住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅に係る国の登録基準の緩和等を規定できるように提案していたので、上記とあわせて御検討いただきたい。また、法律上、策定が任意であるにもかかわらず、計画策定が県独自基準の設定要件とされれば、実質的に計画を策定せざるを得なくなってしまう。本計画を含めて、計画策定数が増えることは、自治体の事務負担の増大はもちろん、県民に対しても、分かりやすい計画体系構築の妨げにもなってしまう。地方分権改革の観点からも課題であるため解消を求めたい。	
179	B	地方に対する規制緩和	06 環境・衛生	下水道事業計画の協議及び下水道に関する都市計画事業の認可に係る資料の簡素化	下水道事業を運営するにあたっては、下水道法に基づく「下水道事業計画の協議」及び都市計画法に基づく「都市計画事業の認可」が必要である。「下水道に関する都市計画事業認可に係る申請図書及び下水道事業計画の認可に係る申請図書の統一等について」(平成3年1月28日都市局都市計画課建設専門官事務連絡等)により、下水道事業計画の協議と都市計画事業の認可に係る関係資料で共通するものについては、一方で作成した資料を転用することが可能となっている。しかし、当該資料を紙媒体で2部用意し、地方整備局にそれぞれ提出することについては、印刷費用等に負担が生じている。このため、政府全体で行政手続のデジタル化が推進されていることも踏まえ、電子媒体による提出を早期に可能とすべきである。また、紙媒体で提出する場合でも、一方の手続の中で提出した資料は、地方整備局内で共有すれば足りると考えられるため、もう一方の手続のために地方公共団体に資料の提出を改めて求めるべきではないと考える。【資料の提出までに要する委託費用】下水道事業計画の協議手続に関する資料…900万円 都市計画事業認可手続に関する資料…150万円～200万円 ※上記はデータ作成費用も含まれているが、紙媒体での提出が前提となっているために通常の印刷機では対応できない図面等を委託して印刷する必要があることから、これを省略することにより、相当程度の委託費用の削減が期待できると考えている。	下水道事業計画の協議及び都市計画事業の認可に係る提出資料の合理化による行政事務の効率化	都市計画法、下水道法	国土交通省	広島県、宮城県	仙台市、茨城県、ひたな市、千代田市、川崎市、横須賀市、富山市、名古屋市、田原市、京都市、鳥取県、徳島県、大牟田市、熊本	○当県においても、下水道法に基づく「下水道事業計画の協議」及び都市計画法に基づく「都市計画事業の認可」に係る図書の作成には印刷費用や作成作業に負担が生じている。特に「都市計画事業の認可」に係る図書においては、添付図面が何十枚にもなり、A1サイズ等で印刷のうえ、製本する作業を考慮すると、費用・作業とも大きな負担となるため、電子媒体等の提出による手続の簡略化等について、検討いただきたい。○当市においても協議先は県であるものの同様の簡素化を求める。○当市でも資料のコピーや印刷に時間を要しているため、事務手続の効率化の観点から、下水道事業計画の協議及び都市計画事業の認可に係る提出資料を紙媒体ではなく、電子データでの提出を可能とすることを求める。	下水道法第4条第2項及び第4項の事業計画書並びに都市計画法第60条第1項の申請書及び同条第3項の添付書類については、現行下水道法並びに都市計画法において、提出に当たっての媒体を特別に関する特別の定めを設けておらず、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」及び「国土交通省の所管する法令」に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の規定に基づき、紙媒体に依らず電子媒体による提出も可能とすることを求める。	第一次回答により対応可能とのことであるが、実態は、運用上紙媒体での提出が求められていることから、各地方整備局及び地方公共団体に対してその旨周知徹底していただきたい。		
183	B	地方に対する規制緩和	01 土地利用(農地除く)	離島活性化交付金の弾力的運用	当市では、離島において災害発生時に燃料輸送や電力供給が停止した場合に備え、太陽光発電と中古EVバッテリーの再利用による災害時電力供給システムの構築を検討し、その財源の一部に離島活性化交付金(安心安全向上事業)のうち防災機能強化事業の活用を検討している。また、現在、当該離島内には公共交通機関がなく、ガソリンスタンドもないことから、高齢化が進む住民の移動手段及び観光客の利便性向上のために、電気自動車等による交通手段の確保についてあわせて検討している。このため、両事業を一体化し、災害時電力供給システムにEV充電設備を接続し、平時の電気自動車等のエネルギー供給とすると案を検討し、交付金の活用について、広島県を通じ国土交通省に相談したところ、災害時電力供給システムは、災害時の利用に限定的な場合に交付金の対象となり得るが、平時の利用は目的外使用にあたるため、交付金の対象とならないとの回答があった。交付金の目的「島民の生活の安定及び福祉の向上、地域間の交流の促進、観光の推進等による交流の拡大促進、地域防災の向上等による安全・安心な定住条件の整備強化等」を重視しつつ、災害時電力供給システムを災害時だけでなく、復旧過程から復旧後の平時にまで利用できるようにすることが、交付金の有効活用に対するご配慮するものであり、硬直的な運用が効率的な取組の支障となっている。	当該交付金の目的とする事業、また、地域の事情に応じ必要かつ当該交付金の目的にも資する事業を一体的に行うことができ、いはいは効率的な離島の振興及び活性化事業の推進につながる。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、離島活性化交付金事業実施要綱	国土交通省	広島市		北海道、福岡県、長崎市	離島活性化交付金は海上輸送費の低廉化並びに戦略産業の育成による雇用拡大等の定住促進、観光の推進等による交流の拡大促進、安全・安心な定住条件の整備強化等、市町村の創業者を支援した取組の支援を目的とした交付金となっています。非常用電源設備の整備については、災害を防止し並びに災害が発生した場合において島民が孤立することを防止することを目的として、補助金適正化法第22条において、交付の目的に反して使用することが出来ないこととされています。また、非常用電源設備の整備については、平時の電気自動車等のエネルギー供給とすると案を検討し、交付金の活用について、広島県を通じ国土交通省に相談したところ、災害時電力供給システムは、災害時の利用に限定的な場合に交付金の対象となり得るが、平時の利用は目的外使用にあたるため、交付金の対象とならないとの回答があった。交付金の目的「島民の生活の安定及び福祉の向上、地域間の交流の促進、観光の推進等による交流の拡大促進、地域防災の向上等による安全・安心な定住条件の整備強化等」を重視しつつ、災害時電力供給システムを災害時だけでなく、復旧過程から復旧後の平時にまで利用できるようにすることが、交付金の有効活用に対するご配慮するものであり、硬直的な運用が効率的な取組の支障となっている。	安心安全向上事業のみで捉え平時の利用は目的外使用と整理されているが、当該交付金においては、島民の生活の安定及び福祉の向上、地域間の交流の促進、観光の推進等に資する事業を対象とするメニューもある。災害時電力供給システムにEV充電設備を接続し、平時の電気自動車等のエネルギー供給とすると案は、交付金活用目的にも資するものであり、離島活性化交付金全てで捉えれば目的外の事業と考えられる。国においては、細分化されたメニューごとに硬直的に運用するのではなく、柔軟な運用を認めていただけよう、ぜひとも現行制度の見直しを検討いただきたい。なお、目的外使用については、補助金適正化法第22条において、交付の目的に反して使用することが出来ないこととされていることから、災害時のために整備した施設の平時における利用は出来ないと考えます。	※「避難施設として整備した施設の平常時の利用については、取り次めはいいが、当初の目的のとおり災害発生時などの場合に避難所としての機能が発揮できる状況であること、船舶の待合室として利用されているが、周辺での作業やキャンプ等されている方が大雨等の荒天時に避難としても利用されており、船舶の待合所だけの利用でないことから平常時の利用としては問題ない。ただし、本来、災害発生時などの避難所として整備していることから、国土交通大臣の承認手続きを行うことで考えている。」(「避難所として整備した場所の平常時利用」に関する会計検査院の質問(会計実地検査:平成29年度～平成30年度)に対する国土交通省の見解)	

各府県からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案事業検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)記載内容 ※提案提出年以降の対応方針(注)が異なる場合は当該対応方針の記載内容を くみ取り対応方針決定年として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	〇計画策定等の義務付けに関しては、法定された各項目が、過去10年間で約1.5倍に増加するなど、国会や全国知事会においても強い問題意識が示されているところであり、本提案に関しては、まずは法令上の対応を基本として見直しを検討いただきたい。 〇賃貸住宅供給促進計画について、法律上策定を任意としながら、省令により登録住宅の基準の緩和等のために策定が実質的に義務付けられていることは不適当ではないか。国の基準の緩和等を可能とすることについては、地方公共団体の裁量性の担保の観点からも、法律上、当該計画において「できる規定」として位置付けるべきではないか。 〇2つの計画の一体的策定が許容されていることだが、一体的策定では、それぞれの法の指針等の改定に伴い改定作業が生じること、また、それぞれの法律上残るといふ支障があることから、登録住宅の基準の緩和等については、法律上策定が義務付けられている生活基本計画で定めることが可能となるよう、2次ヒアリングまでに積極的に検討いただきたい。	賃貸住宅供給促進計画を住生活基本計画と一の計画として策定する、又は同計画に代替させるのいずれの場合であっても、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第4条に基づく基本指針に基づき作成、改正されるものとする。なお、改正作業については、賃貸住宅供給促進計画と住生活基本計画(都道府県計画)を一の計画として策定している場合においても、賃貸住宅供給促進計画に基づくべき同法第5条の基本方針を改正された場合、必ずしも直ちに当該一の計画を改正する必要まではなく、改正内容を検討・精査し、当該一の計画の計画期間や他の基本方針の見直し検討の状況等を踏まえ、柔軟に改正することは構わないものと考えている。 また、一つの法律に基づく一の計画ではなく、住生活基本計画(都道府県計画)において住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅に係る登録基準の強化・緩和を含む賃貸住宅供給促進計画の内容を定め代替させることを可能とするについては、他の様々な計画との関係において賃貸住宅供給促進計画のみについて措置することの整合性の説明が困難な上に、住生活基本計画における賃貸住宅供給促進計画の範囲が制度上不明確となり、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録基準である「賃貸住宅供給促進計画」を照らして適切なるものであることについての判断が困難となり、法制的な整理が困難である。いずれにしても、本年度中にほぼ全ての都道府県が新しい住生活基本計画(都道府県計画)を作成予定であり、賃貸住宅供給促進計画と住生活基本計画(都道府県計画)を一の計画として策定するに当たっての地方公共団体の支障及び必要な参考情報を把握するためのアンケート調査を実施するとともに、実際の作成に当たっての支障等について本年度フォローアップ調査を行うこととし、それらの結果と法制上の課題を踏まえ、必要に対応について検討する。	5【国土交通省】 (20)住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平19法112) 都道府県賃貸住宅供給促進計画(5条1項)については、住生活基本計画(住生活基本法(平18法61)11条1項)と一体のものとして策定する際は、都道府県がその実施に応じて計画の期間や変更時期を判断することが可能であることを明確化するとともに、実際の策定の手続等についても、令和4年中に実態調査を行い、都道府県の事務負担の軽減に資するような方策について、都道府県に令和4年度中に通知する。	通知等	調査:令和4年10月 通知:令和5年3月20日	調査:令和4年10月に実態調査を実施済み。 通知:令和5年3月に都道府県に対し、都道府県賃貸住宅供給促進計画と住生活基本計画とを一体のものとして策定する際の手続等について、都道府県の事務負担の軽減に資するような方策を通知した。(「都道府県賃貸住宅供給促進計画と住生活基本計画の一体的な作成について(周知)」令和5年3月20日付け国土交通省住宅住宅総合整備課事務連絡)	
		【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		第1次回答の内容について地方整備局等及び地方公共団体に文書により周知することとする。	5【国土交通省】 (12)下水道法(昭33法79)及び都市計画法(昭43法100) 公共下水道又は流域下水道の事業計画の協議等(下水道法4条2項及び4項並びに25条の23第2項及び5項)及び下水道に関する都市計画事業の認可の申請(都市計画法60条1項)に係る提出書類については、電子的手段による提出が可能であることを明確化し、地方整備局及び地方公共団体に通知する。 [措置済み:令和3年11月1日付け国土交通省水管理・国土安全局下水道部下水道事業課課長通知、令和3年11月1日付け国土交通省都市局都市計画課長通知]				
		【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		離島活性化交付金における安全安心向上事業は、災害を防止し並びに災害が発生した場合において島民が孤立することを防止し、防災上必要な対策を推進するために必要な事業を実施することを目的としています。安全安心向上事業で整備した施設等は上記の目的を達成し達成する必要があるところで平常時に利用することは災害時に確実な利用が出来なくなる可能性が発生すると考えています。 また、補助金適正化法第22条において交付の目的に反して使用することが出来ないとされていることから、既に交付した事業に関して交付目的以外の使用を認める柔軟な運用を行うことは困難であると考えます。	5【国土交通省】 (7)離島振興法(昭28法72) 離島活性化交付金の防災機能強化事業については、地方公共団体での効果的かつ効率的な事業の実施に資するよう、災害時の確実な利用に影響を及ぼさないこと認められる場合に限る。非常用電源設備を平常時に利用することを可能とし、地方公共団体に令和3年度中に通知する。	事務連絡	令和3年12月24日	離島活性化交付金の防災機能強化事業については、地方公共団体での効果的かつ効率的な事業の実施に資するよう、災害時の確実な利用に影響を及ぼさないこと認められる場合に限る。非常用電源設備を平常時に利用することを可能とし、地方公共団体に周知した。 令和4年度離島活性化交付金事業の要望調査について(令和3年12月24日付け国土交通省国土政策局離島振興課事務連絡) 離島活性化交付金の令和4年度からの変更、拡充内容(別紙)	

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係部署	団体名	その他(特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から寄せられた支援事例(主なもの)＞		各府県からの第1次回答	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支援事例		見解	補足資料
194	B	地方に対する規制緩和	01 土地利用(農地除く)	住民基本台帳法別表への国土調査に関する事務を通知する事務事項の追加	住民基本台帳法別表に国土調査(特に地籍調査)の実施にあたっては土地所有者等に実施時期や立会いすべき旨を通知することとなっている。土地所有者等の現住所を確認するにあたっては、登記簿に記載されている所有者等の氏名及び住所(登記した当時の住所)をもとに、当該住所の市町村に対して公用請求をし、戸籍謄本、除籍謄本、住民票、除票等に該当者がいはいか確認を取っている。しかし、本人が転籍、転出等をしている場合には、本籍地、あるいは現住所にとり着くまでには調査を行う必要があり、多くの時間と手間がかかっている。また、所有者が死亡していることが判明した場合は、対象者を相続人に切り替えて再度同様の調査を行う必要がある。さらに時間と手間がかかることとなる。例として、当該市内の市における二地区の地籍調査(296件)の実施にあたって、1,500人程度の公用請求が必要であった。なお、1度目の公用請求で所有者の住所等が明らかにならなかった場合は、更に公用請求を行う必要がある。一方、公用請求を受けた各市区町村の戸籍担当課においても、対象戸籍の抽出、子世代、孫世代の戸籍調査などの事務が多く発生している。令和2年度の国土調査法改正により、固定資産課税台帳等を確認することによって速やかに立会を求めた所有者の住所を確認できるようになったものの、課税されていない山林や農地は固定資産課税台帳で所有者の確認ができない。・山林や農地は現所有者が確認できない。・固定資産課税台帳等で立会人と確認した場合でも、住民への説明に備えて立会人と登記名義人とを関係が分かるように(家系図を作る)必要がある。等から、依然として戸籍や住民記録を調査しなければならないケースも多い。	所有者が婚姻や転籍により除籍されている場合、除籍謄本に記載された氏名、性別、生年月日をもとに住基ネットを活用することによって、本人の生存状況及び現住所を即時に確認できるため、公用請求に係る事務を大幅に削減することができ、行政の合理化に資する。(請求側、請求を受ける側双方の事務負担を削減できる)	住民基本台帳法第30条の10、第30条の11、第30条の12、第30条の15、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令第2条、第3条、第4条、第5条	総務省、国土交通省	高知県、福島県、新潟県、徳島県、香川県、愛媛県			盛岡市、宮城県、高崎市、平塚市、長野県、中野市、佐久市、豊田市、草津市、京都府、長岡京市、大阪府、愛媛県、兵庫県、奈良県、広島市、山口県、松山市、今治市、宇和島市、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、沖縄県	〇地籍調査による所有者等の探索については、令和2年度の改正で、国土調査に必要な観点で、土地所有者その他に隣する固定資産課税台帳等の所有者等関係情報を、内部及び関係する地方公共団体間で利用、提供することが出来ることになり、所有者の追跡調査の円滑化が図られたが、所有者不明土地等の追跡調査対象数は多く、更なる円滑化が必要。現在、所有者等関係情報は、依組文書を作成し、郵便等で公用請求している状況で、情報の利用や、提供者双方の担当職員の手間となっているが、住民基本台帳を相対することにより、職員負担の軽減及び調査期間の短縮が可能となり、円滑な調査推進が図られる。〇当該団体においても、土地所有者の所在や相続関係人の確認等にかかる追跡調査(戸籍・住民票等)に多大な時間と労力を必要とし、令和2年度の実績で6ヶ月間を要した事例もあった。このような状況の中、実施主体(市町村等)における追跡調査の軽減、さらに円滑かつ迅速な調査の実施を図るため、今回の提案内容は必要。〇令和2年度に経費な事業計画の変更を4回行っており事務の負担増となった。〇本市においても一地区200～300人の公用請求を行っている。公用請求に係る事務を大幅に削減することができると考えられるので、住基ネットの活用を求める。〇農地や山林では相続登記未了のケースが存在し、現状の継承者がたどり着くため、戸籍調査を行う必要があり、所有者が死亡してからの数日の経過が長いほど、継承者が対象地から把握しにくい。調査が難航するケースがある。住基ネットの利用により、戸籍調査の一定部分が省略出来ることから、現地立会まで経過時間が短縮され、調査の効率化が期待出来ると考える。〇記載の支援事例に加え、現在、所有者や相続者を特定する業務は補助対象事業とならないため、単独市費で行っており、財政的側面でも大きな負担となっている。〇当県においても土地の所有者の探索に多大な時間を要していることから、事務の効率化を図るため、住基ネットの活用により行政の合理化が期待できる。〇住民基本台帳担当部署においては、住民票の公用請求が多く、人件費等の費用もかかることから住基ネットによる照合は効果的であると考える。〇本市においても、他自治体へ公用請求による土地名義人(相続人)の戸籍等での住所・生確認について、多大な期間と人員を費やしている。この確認作業は、地籍調査事業における当局職員の業務に占める割合が高い。法改正により住基ネットの活用ができれば、公用請求に係る事務を大幅に削減でき、より一層の事業推進に期待できる。〇地籍調査の立会等のため、地権者を確認する際に、登記簿の住所が市外の方は各市町村へ戸籍の公用請求をし、生確認や現住所を確認している。しかし、登記簿の地権者が市外であった場合、相続人の住所確認、市外であれば公用請求をする等、相続人の確認にとても時間がかかる。	地籍調査における土地の所有者の探索に当たり、住民基本台帳ネットワークシステムを利用することなどについて、必要な対応を検討することとしたい。	本提案を踏まえ、早期の改正に向けて検討を進めていただきたい。
199	B	地方に対する規制緩和	01 土地利用(農地除く)	市街化調整区域のうち開発許可を受けた開発区域以外の区域における建築物の用途変更について、床面積の合計が10㎡以内の場合は、都市計画法第49条第1項の許可を受ける必要がないこととされているが、その許可が不要な規模について、現在の10㎡から、100㎡または200㎡への見直しを求める。	当市の市街化調整区域に位置する沿道集落においては、地域コミュニティの維持や地域振興を図っているが、人口減少、高齢化の進展を懸念し、集落の維持や空き家の活用、空き家対策の円滑な促進につながることも、効果的に地域活性化を図ることが可能となる。	都市計画法第43条、都市計画法施行令第36条、第36条、開発許可制度運用指針	国土交通省	八王子市		平塚市、豊田市、兵庫県、今治市	〇市街化調整区域の空き家が増える中、用途制限のため活用が難しい状況にある。既に宅地として存在しているため、用途変更による再利用は市街化の拡大への影響は少ないと考える。また、宅地を農地に転用して生産者や業者が利用する機会が減少している地域もある。既に宅地となつた土地を再利用することで、新たな宅地が増える(農地転用が戻る)ことの防止も期待できる。また、建築後すぐに用途変更はなじまないと考え、30年以上などの条件をつけるなど対策が必要と考える。〇当県においても、市街化調整区域内の既存建築ストックの活用が課題となっており、空き家の用途変更を可能とする基準策定を検討しているところである。本提案による制度改正は市街化調整区域における空き家対策の促進に資すると考える。〇本市においても地域コミュニティの維持目的で店舗併用住宅等への用途変更の相談が多い。許可が不要な規模を増やすことには異論はないが、第一種低層住居専用地域で建築可能な店舗併用住宅とバルコニーを確保するため50㎡以内とするべきではないかと考える。	市街化を抑制すべき区域である市街化調整区域においては、建築物の立地が許可されるのは周辺の市街化を促進するおそれがない場合等に限られており、市街化調整区域内の既存の建築物についても、その考え方に則り、用途変更の許可を行っております。開発許可制度運用指針に示される具体的な用途だけではなく、用途変更の許可を不要とする対象を拡大した場合、基準と合致していない建築物の増加が懸念されることから、基準の見直しは困難と考えます。なお、空き家の活用については、相当期間適正に利用された建築物であっても、許可申請に係る事務的負担が増える場合と見られるため、開発許可申請が申請者にとって負担が大きいかも考慮し、都市計画法施行令第35条第2号の規模の検討も含め、変更後の建物用途を限るなど柔軟な対応を求める。	適法に建築され使用されている既存建築物の周辺には、既に一定の公共施設が整備されていることから、既存建築物の面積に関わらず用途変更を行った場合、新たに建築等をする場合と比較し、周辺の市街化を促進する恐れは低いと考えられる。開発許可制度運用指針に示される具体的な用途だけではなく、用途変更の許可を不要とする対象を拡大した場合、基準と合致していない建築物の増加が懸念されることから、基準の見直しは困難と見られる。建築基準法の改正趣旨を踏まえた上での整合性を図っていただくとともに、開発許可申請が申請者にとって負担が大きいかも考慮し、都市計画法施行令第35条第2号の規模の検討も含め、変更後の建物用途を限るなど柔軟な対応を求める。		
200	B	地方に対する規制緩和	09 土木・建築	新型コロナウイルス感染症への対応のために設置された応急仮設建築物の存続期間の延長	新型コロナウイルス感染症の発生以降、全国的に隔離診療施設やPCR検査棟などの応急仮設建築物が設置されていると認識しているが、存続期間が最長2年3ヶ月であることから、早ければ令和4年度には許可期間が到来することとなる。コロナ禍の収束時期が見えない中、応急仮設建築物について2年3ヶ月を超えて利用できない場合は、全国で支障が生じる可能性がある。A県の場合、令和2年8月以降、外来診療待合室などの応急仮設建築物の許可を行っており、現在延べ33件となっている。B市の場合、令和2年8月以降、仮設診療所などの応急仮設建築物の許可を行っており、現在延べ13件となっている。C市の場合、令和2年12月以降、新型コロナウイルス対応発熱外来施設などの応急仮設建築物の許可を行っており、現在延べ4件となっている。D市の場合、令和2年4月以降、医療機関から、PCR検査棟などの応急仮設建築物について多数の相談が寄せられており、現在申請中が1件となっている。コロナ禍の収束時期が見えない中、地域によってコロナの感染状況や医療施設等の状況が区々であることから、地域の実情に応じて柔軟に対応できるように、特定行政庁が安全性等の観点から支障がないと認めるとき限り、2年3ヶ月を超えて応急仮設建築物の存続期間を許可できるよう、制度の見直しを求める。	新型コロナウイルス感染症の状況に柔軟に対応できるよう、特定行政庁の裁量を拡大することにより、地域の実情に合わせた医療体制等の確保が可能となる。	建築基準法第85条、第87条の3、新設インフルエンザ対策特別措置法第31条の2	内閣官房、厚生労働省、国土交通省	八王子市、福島県、さいたま市、横濱市		青森県、相模原市、長野県、亀山市、兵庫県、神戸市、徳島県、宮崎県、鹿児島県	〇当県においても、数件建築基準法第85条第2項に基づく仮設建築物の申請があり、現在の新型コロナウイルス感染症の状況から、2年の期間を超える可能性が高い。〇新型コロナウイルス感染症の状況に対応するため、仮設施設について法第87条の3を適用し、一時的に用途変更を行い、軽症者のための宿泊療養施設としている。コロナ禍の終息時期が見えない中、令和4年度には許可期間が到来することとなるが、簡施設が継続し必要とされる可能性がある。〇本市においても新型コロナウイルス感染症対策として、病棟、PCR検査棟など計5件の応急仮設建築物の許可を行っている。現在、新型コロナウイルスの収束の見通しが見えないため、最大2年3か月の許可期限後の取扱いについて、既に相談を受けてお対応に苦慮している状況である。また、許可期限後において、施設を利用できないとすれば、別施設の整備や対応できる医療施設の減少などにより社会混乱を生じさせかねないと考えられる。したがって、地域の感染状況に応じて、特定行政庁が2年3か月を超えての存続期間を許可できるよう制度を整備していただきたい。〇許可事例は2件あるが、現時点では存続期間延長の要望はない。許可を行っても問題ないこともあり、現時点で要望はないが、今後も許可申請の可能性があり、新型コロナウイルス感染症の状況に柔軟に対応できるようにすることは望ましいと考える。	ご提案を踏まえ、特定行政庁の意見を踏まえつつ、新型コロナウイルス感染症やその他の事情における仮設建築物に係る既存制度の課題や制度変更による問題点の有無等を確認の上、対応を検討してまいります。	新型コロナウイルス感染症対応のための応急仮設建築物の許可期間は、早ければ来年度に支障がでないよう対応を検討したい。また、新型コロナウイルス感染症以外の災害全般に係る応急仮設建築物の許可期間に関しても、復興・復興が長期に渡る事例が多いことから、新型コロナウイルス感染症対応のための応急仮設建築物の許可期間の検討に支障がでないよう留意しつつ、検討を進めて頂きたい。	

各府県からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案事業検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)記載内容 ※提案提出以降の対応方針(変更がある場合は当該対応方針の記載内容を含む)は当該対応方針決定年として表記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	〇1次ヒアリングにおいて、提案を実現する方向で検討する旨の説明があった。多くの共同提案団体及び追加共同提案団体から現行の支障事例が示されており、制度改正の必要性が高く早急な対応が必要であることから、速やかに検討の結論を得て必要な措置を講じていただきたい。	地籍調査における土地の所有者の探索に当たり、住民基本台帳ネットワークシステムを利用することとすることについて、必要な措置を講ずることとした。	5【国土交通省】 (14)住民基本台帳法(昭42法81) (1)以下に掲げる場合には、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報(30条の6第1項、以下同じ。)の提供を受けることができるものとする。 ・国土調査法(昭26法180)に基づき、地方公共団体が地籍調査(同法2条1項3号)の実施に関する事務を処理する場合 (関係府省:総務省)	法律	令和4年5月20日公布、令和4年8月20日施行	国土調査法(昭26法180)の規定に基づく、地籍調査の実施に関する事務について、地方公共団体が住民基本台帳ネットワークシステムを利用して本人確認情報の提供を受けることができる事務とすることとする住民基本台帳法(昭42法81)の改正を含む地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律を第208回国会に提出した。 また、同法の施行日である令和4年8月20日に住民基本台帳法附則第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令(平成14年総務省令第13号)を改正するとともに、事前に国土交通省から各都道府県地籍調査担当部局宛てに通知を发出し、国土調査において住民基本台帳ネットワークシステムの活用が可能となる旨等を周知した。  「地籍調査における住民基本台帳ネットワークシステムの活用について」(令和4年8月19日付け国不籍第265号国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課課長通知)	
		【全国知事会】 都道府県に与える影響を踏まえ、慎重な対応を求める。		市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域であることから、技術基準及び立地基準に適合する開発行為に限って許可されることとされており、また、同様の趣旨から、市街化調整区域に立地している既存建築物の用途変更についても許可の対象とされている。 都市計画法施行令第35条第2号では、「用途の変更に係る床面積の合計が10㎡以内であるもの」を許可不要としているが、これは、この水準以下の小規模な用途変更であれば、無秩序な市街化の防止という見地から著しい弊害を生ずるおそれがない、軽易な行為として取り扱うことができるためであり、これを緩和した場合には、基準に合致しない建築物が増加し、周辺における市街化の促進が懸念されることから、提案のような基準の見直しは困難である。 他方で、既に開発許可制度運用指針において、地区集会所については、開発行為及び用途変更について原則として許可しても差し支えないものとしているほか、空き家などの既存建築物の用途変更について、地域資源として既存集落のコミュニティ維持や観光振興等による地域再生に活用する場合にも、地域の実情に応じて、許可しても差し支えないものとしているところである。 また、開発許可の事務処理手続の簡素化及び迅速化の観点から、都市計画法施行令第36条第1項第3号ハの規定により、地域の実情等を考慮しつつ、市街化を促進するおそれがないもの等として、開発許可権者が条例で対象となる区域、用途等を定めた場合には、開発審査会の議を終了して許可することが可能となっている。	5【国土交通省】 (15)都市計画法(昭43法100) (4)市街化調整区域のうち開発許可を受けた開発区域以外の区域内における、建築物の用途変更の許可(43条1項)については、周辺における市街化を促進するおそれがない等と認められるものとして、条例で定められるもの(施行令第36条1項3号ハ)及びあらかじめ開発審査会の議を経るもの(同号ホ)の基本的な考え方を参考となる事例を示しつつ改めて明確化し、地方公共団体に令和3年度中に周知する。	メールによる周知	令和4年3月28日	市街化調整区域のうち開発許可を受けた開発区域以外の区域内における、建築物の用途変更の許可(43条1項)については、周辺における市街化を促進するおそれがない等と認められるものとして、条例で定められるもの(施行令第36条1項3号ハ)及びあらかじめ開発審査会の議を経るもの(同号ホ)の基本的な考え方を参考となる事例を示しつつ改めて明確化し、地方公共団体に対し、令和4年3月28日にメールにて周知した。	
		【全国知事会】 コロナ禍の収束時期が見通せない中、新型コロナウイルス感染症対応のために設置された応急仮設建築物の存続期間を延長できる 【全国市長会】 提案の実現を求めるものがあるが、「安全性等の観点から支障がないと認められる場合」の判断が非常に困難であるため、安全上支障がないとする要件等を示していただきたいとの意見が寄せられているため、その点については配慮していただきたい。	〇1次ヒアリングにおいて、新型コロナウイルス感染症対応の応急仮設建築物の存続期間が延長可能となるよう検討したいとの説明があったが、医療機関などの現場に支障が出ないよう、早急に具体の検討を進め、2次にヒアリングまでに具体的な方向性を示し、現場が予見可能性を持って取り組めるようにしていただきたい。 〇1次ヒアリングにおいて、新型コロナウイルス感染症対応以外の応急仮設建築物の存続期間についても延長可能とすべきか地方公共団体の意見を踏まえて検討したいとの説明があったが、地方公共団体の負担とならないよう必要最小限度で早急に確認し、検討いただきたい。 〇上記各検討においては、存続期間を延長する場合における安全性等の具体的な考え方についても検討いただきたい。	建築基準法第85条第1項、第2項等に規定する応急仮設建築物については、応急の必要性の観点から、建築基準法令の全部又は一部を適用除外としつつ、安全性に係る規定を緩和している建築物が長期存続することは適当でないことから、その存続期間を、工事完了後、最長2年3ヶ月として規定している。 一方、災害発生後、応急仮設建築物を建設してから、恒久的な建築物への移行に向けた各種調整に時間を要したこと等により、結果的に、存続期間である2年3ヶ月を超えて、応急仮設建築物を使用せざるを得ない場合が生じ、特定行政庁が、法制度上の運用に苦慮しているといった声があることも承知している。 新型コロナウイルス感染症対策として建設された応急仮設建築物についても、感染状況に応じて引き続き使用することが必要となる場合が想定されることから、建設時に想定されなかった2年3ヶ月を超える場合について、個々の建築物ごとに、安全性や公益上の必要性を担保するため、地域の有識者の活用等の仕組みを前提としつつ、制度上の枠組みに関して、引き続き検討を進めていきたい。 また、特定行政庁に対しては、応急仮設建築物の実情を確認する際に、存続期間の延長について検討していることを情報提供しており、引き続き、適切に情報提供を図ってまいりたい。	5【国土交通省】 (2)建築基準法(昭25法201) (iii)新型コロナウイルス感染症対応等のために建築する応急仮設建築物の存続期間(85条4項)又は建築物の用途を変更して使用する災害救助用建築物等の存続期間(87条の3第4項)については、特定行政庁が、一定の手続きを経て、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認める場合には、2年3ヶ月を超えて、その存続期間を延長することを可能とする方向で検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:内閣官房及び厚生労働省)	法律	第12次地方分権一括法案を第208回通常国会に提出(令和4年3月4日可決・成立;令和4年5月13日公布;令和4年5月20日施行;令和4年5月31日施行) ※建築基準法に係る部分	応急仮設建築物等について、2年3ヶ月を超えて存続期間の延長を可能とする建築基準法の改正を含む「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」(令和4年3月4日閣議決定)を第208回国会に提出(令和4年3月4日)した。 本法案は、全会一致により可決・成立(令和4年5月13日)し、公布(令和4年5月20日)された。なお、建築基準法に係る部分については、令和4年5月31日に施行した。	





各府県からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案事業検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	令和3年の地方からの提案等に関する対比方針(令和3年12月21日閣議決定)記載内容 ※提案提出年度以降の対比方針(記載がある場合は当該対比方針の記載内容を く当該対比方針決定年として併記)	対比方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
【奈良県】 地籍調査における境界の調査方法の基準、手引等の作成にあたっては、登記官、実地市町村、地権者等関係者が共通の認識で、円滑に調査を進めることが実施出来るように、既存公園と用地の兼ねがある場合の修正方針(登記所が修正を求める事項と地籍調査におけるその処理方法)を、主な事例や地域毎に分けたものでも構わないので、記載して頂きたい。		【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。あわせて、地方自治法第245条の2関与の法定主義から法律及びこれに基づき政令によらない関与は認められなかったため、地籍調査における登記官からの修正指示はあくまで技術的な助言であることを通知等で明確化すること。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。	○地籍調査が自治事務であるにもかかわらず、登記官からの修正指示により地方公共団体に相当な事務負担が生じていることを踏まえ、登記官と地方公共団体職員等との共通認識となる修正方針に関するガイドライン等を全国統一あるいは地域ごとに作成すべきではないか。実施を踏まえ、早急に検討し、2次にアライングまでに具体的な方向性を示していただきたい。	公園は、種別や地域等によってその精度が異なるものであり、また、一つの公園の区域内においても、土地によって現地の状況を比較的正確に表している場合とそうでない場合があるなど、公園がどの程度境界を正確に表示しているかについての事情が様々である。そのため、地籍調査に際し、公園に示された内容をどの程度境界の調査の考慮要素とするかは、その事業ごとに個別に判断する必要がある。資料としての公園の取扱いについて、一律の基準を定めた運用を行うことは不可能であり、逆に一律の基準を示すことにより誤った境界の調査につながる可能性があり適当でない。一方で、成果認証後に大幅な修正を行うことが事務負担につながるという点等については、当省としても必要な対応を行いたいと考えている。(具体的な内容は別紙のとおり)	5【国土交通省】 (3)国土調査法(昭26法180) (iii)地籍調査(2条1項3号)については、円滑な実施を図るため、地方公共団体と法務局及び地方法務局の連携を促進するとともに、地方公共団体の作業の効率化を図り事務負担を軽減するため、以下の指針を講ずる。 ・地籍調査における境界の調査に関する登記官の助言に係る留意点や地方公共団体が地籍調査を適切に実施するために参考となる基本的考え方を、法務局及び地方法務局並びに地方公共団体に令和3年度中に通知する。 ・上記通知については、運用状況や関係者の意見等を踏まえつつ、随時見直しを図ることとする。 (関係府省・法務省)	通知	令和4年3月23日	地籍調査(2条1項3号)について、円滑な実施を図るため、地方公共団体と法務局及び地方法務局の連携を促進するとともに、地方公共団体の作業の効率化を図り事務負担を軽減するため、地籍調査における境界の調査に関する登記官の助言に係る留意点や地方公共団体が地籍調査を適切に実施するために参考となる基本的考え方を通知した。  ・地籍調査の実施主体に対する登記官の助言等について(通知)(令和4年3月23日付け法務省民事局民事第二課長通知)  ・地籍調査の実施主体に対する登記官の助言等について(令和4年3月23日付け国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課長通知)	
【宮城県】 計画変更に係る報告が法定事項でないことも踏まえ(報告頻度の緩和)だけでなく、国が地籍調査に関する情報整理を必要とするタイミングに限り、公文書によらず電子メールでの照会・回答により変更状況を伝えることで可とするなど、手続の簡素化についても検討願う。 【奈良県】 軽微な変更のみの市町村まで随時、手続きが必要となっており、大半の実地市町村、都道府県が報告を行う必要が生じている。事務負担軽減のため、把握が必要なる内容を限定して頂き、重要変更を追加することで、従来通り、重要変更のみ報告することも含めて、検討頂きたい。		【全国知事会】 「法律の留保」の考え方、憲法第92条及び地方自治法第2条第2項などから、法律又は政令に基づかない(法令等以下の形式に基づく)義務付け・枠付けについては認められないため、廃止すること。  ○自治事務である地籍調査に関する事業計画の変更手続を法令に基づかず迅速で義務付けることは法制的に不適切。1次ヒアリングにおいて、法定の計画制度は財務管理のため必要との説明があったが、そもそも同計画は毎年度策定(前年度までの実績も記載)するものであることから、変更手続は法定されていないのではないか。 ○1次ヒアリングにおいて、法律に基づき国が同意した事業計画の範囲で国が権限を負担するため事業計画の変更手続が必要との説明があったが、現行でも事業計画の変更に係る同意は法律に基づく同意ではないのではないか。予算上の必要性であれば、別途、補助金等適正化法に基づく国負担金の手続きで十分ではないか。地籍調査は自治事務であり、地方公共団体への義務付けを最小限にする観点から、事業計画の変更手続を廃止し、国負担金の変更手続の中で必要な確認を行うこととするよう、2次ヒアリングまでに積極的に検討していただきたい。	一次回答のとおり、事業の適正な執行管理の観点から、国に対する事業計画の変更手続きを求めていたが、地籍調査が自治事務であること及び都道府県の事務負担軽減の観点から、自への変更協議・報告は廃止する方向で検討する。なお、補助金適正化法に基づく交付申請(交付金額の変更を含む)の審査手続き及び実績報告において確認を行うことで、適正な事業の執行と事業の状況の把握に努めることとする。	5【国土交通省】 (3)国土調査法(昭26法180) (イ)都道府県が毎年度定める事業計画(6条の3第2項)の変更手続については、令和3年度中に「国土調査事業事務取扱要領」(昭47経済企画庁総合開発局長)を改正し、廃止する。	通知	令和4年3月30日	都道府県が毎年度定める事業計画(6条の3第2項)の変更手続について、「国土調査事業事務取扱要領」を改正し、廃止した。  「国土調査事業事務取扱要領」の一部改正について(令和4年3月30日付け国土交通省大臣官房土地政策審議官及び国土政策局長通知)		